

第7期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画

養老町シニアプラン21

平成30年3月

養老町

はじめに

本町では、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が増加しており、高齢者のいる世帯の約4割を占めております。65歳以上の人口は、平成29年4月1日現在、8,957人で、高齢化率は、30%を越え岐阜県や全国を上回るペースで進んでおり、平成37年には34.4%と予測されています。また、要介護(要支援)認定者数も増加の一途をたどり、平成29年4月現在では1,492人となっており、今後更に増加すると予測されています。介護サービスだけでは支えきれない部分も多く、身近な地域が力を合わせて高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという地域福祉の考え方がより重要になってまいります。



また、計画策定のために行った高齢者等実態調査によると、「自宅で介護保険の居宅サービスを使って暮らしたい」、「自宅で家族を中心に介護をして欲しい」の合計が68.5%となっており、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、きめ細かいサービスの提供を図るなど、「地域包括ケアシステム」体制の確立を目指す必要があると考えております。さらに、認知症の方も増加していることもあり、早期発見・早期治療を目指すとともに、地域全体が認知症に対する理解を高め支えていくことが必要であると考えております。

このような現状の中、国では、高齢化の更なる進展に伴い今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、制度の持続可能性を高める必要があることから、一定以上所得者の利用負担を3割にするなど利用者に更なる負担を求める改正となりました。

このたび、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「養老町シニアプラン（第7期介護保険事業計画／老人福祉計画）」を策定しました。この計画では、通所・訪問・宿泊サービスを一体的に提供できる、小規模多機能型居宅介護施設の整備の推進を盛り込みました。介護をする側も受ける側も住み慣れた地域で安心して暮らせる介護サービスのより一層の充実と、地域住民が支えながら取り組める認知症予防・介護予防・健康づくりを進めてまいります。

なお、皆様にご負担いただく介護保険料は、高齢化率や介護認定率の上昇に伴い、介護保険基金の取り崩し等の策を講じましたが13%程度の値上げとなりました。しかしながら、国が定めた所得段階の設定や低所得者への保険料の軽減なども実施しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議を賜りました介護保険運営協議会委員の皆様、ならびに関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

養老町長 大橋 孝

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	介護保険制度改正のポイント	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	3
5	計画の基本的な考え方	4
6	日常生活圏域の設定について	4
7	計画の策定体制	5

第2章 養老町の高齢者等を取り巻く状況

1	人口の状況	7
2	世帯の状況	10
3	要支援・要介護認定者数の状況	11
4	認知症の状況	12
5	介護保険サービスの利用状況	13
6	第6期計画値に対する介護保険事業の利用状況	14
7	周辺自治体との比較	18
8	高齢者調査からみた課題・ニーズ	20

第3章 サービスの現状

第1節	介護保険サービス	31
1	居宅サービス	31
2	地域密着型サービス	45
3	施設サービス	50
4	居宅介護支援	55
5	給付費	56
第2節	地域支援事業	57
I	介護予防事業	57
II	包括的支援事業	61
III	任意事業	63
第3節	福祉サービス	65
1	介護予防・生活支援事業	65
2	施設利用の状況	68
3	社会参加・生きがい活動の状況	69
4	地域福祉の関連団体	71

第4章 基本理念と基本目標

1 基本理念	73
2 計画の基本目標	74
3 施策の体系	75

第5章 高齢者施策の展開

1 介護保険サービスの充実	77
2 介護予防と日常生活支援の推進	79
3 地域包括ケアシステムの構築	81
4 社会参加と福祉のまちづくりの推進	84

第6章 介護保険事業等の実施目標

第1節 介護保険事業の目標数値の推計手順	87
第2節 サービス対象者数の推計	88
第3節 サービス別利用者数・給付費等の見込み	89
1 居宅サービス	89
2 地域密着型サービス	96
3 施設サービス	98
4 居宅介護支援・介護予防支援	100
第4節 地域支援事業	101
I 介護予防事業	101
II 包括的支援事業	106
III 任意事業	108
第5節 第1号被保険者の保険料の推計	113
1 介護保険事業費の見込み	113
2 第1号被保険者の保険料の推計	115
3 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階	116
4 所得段階別の保険料率	117
5 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み	118

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

内閣府の高齢社会白書によると、わが国の65歳以上の高齢者人口は、平成17年の2,567万人から平成28年の3,489万人へとこの10年間に於いて大幅に増加しています。また、高齢化率についても平成28年には27.2%と、人口の約4人に1人は高齢者という状況になっています。

高齢者の増加に伴って認知症高齢者も増加傾向にあります。わが国の認知症高齢者の数は、平成37年（2025年）には約700万人と推計されており、認知症高齢者対策は、高齢者施策を考える上で、重要なテーマの一つとなっています。また、高齢化に伴う問題として、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加があげられます。地域で孤立しがちな高齢者、手助けが必要な高齢者が日々の生活を続けていくためには、公的サービスだけでは支えきれない部分も多く、まずは身近な地域が力をあわせて、高齢者を取り巻く様々な課題を解決していくという地域福祉の考え方が今後ますます重要になると考えられます。

現在、国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が地域で暮らし続けていくことができる、地域共生社会の実現に向けて『我が事・丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換が進められています。本町においても、地域共生社会の実現に向けて、地域における支え合いや助け合いを促すなど、より豊かな地域づくりを推進していく必要があります。

第6期計画では、今後、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）に向けて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して日常生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に主眼を置き、その実現に向けて必要となる各種施策に取り組んできました。

今回策定する第7期の計画については、国では団塊世代が75歳以上になる平成37年（2025年）までに地域包括ケアシステムを構築するための「点検・評価・改善」に資する重要な計画と位置づけています。

そのため、本町の第7期計画においても、これら国の方針に基づき、現在の第6期計画の取組みや方向性を承継するとともに、地域包括ケア計画として位置づけ、平成37年までの各計画期間を通じて、段階的に「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを引き続き推進していきます。

2. 介護保険制度改正のポイント

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる平成37(2025)年や、高齢者数がピークを迎える平成54(2042)年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このため、今回の介護保険制度の改正(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年5月26日成立)では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

介護保険制度改正のポイント

○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
 - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

3. 計画の位置付け

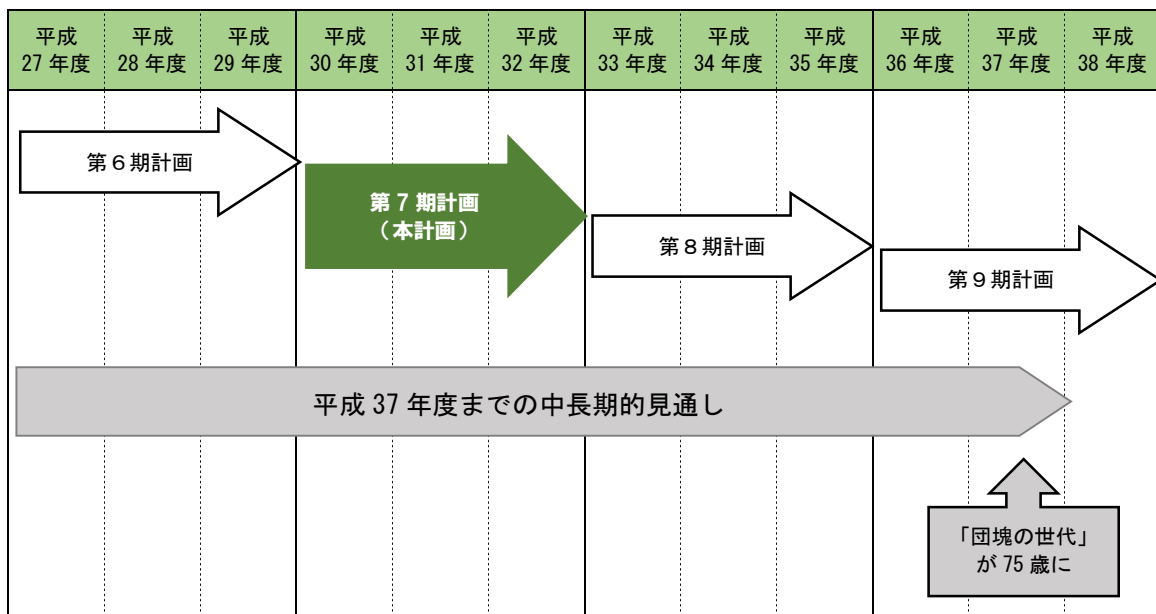
本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）に基づき、高齢者の健康と福祉の増進を図るために定める「老人福祉計画」と、介護保険法（第 117 条）に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、本計画は、「養老町第五次総合計画」および「第 2 次養老町地域福祉計画」を上位計画とした、高齢者福祉・介護保険に係る個別計画であり、障害者計画等“健康・福祉”に関するその他の関連個別計画との整合性を保った計画としています。

4. 計画の期間

第 7 期計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を計画期間とします。また、本計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37 年度を見据えた中長期的な視点を持ち、地域包括ケアシステムを深化・推進していくものです。

図表 1-4-1 計画期間



5. 計画の基本的な考え方

養老町では、高齢者福祉に係る計画づくりの基本的考え方として以下の4点を前計画から継承し掲げていきます。

(1) “老いを養う心（養老マインド）”の共有化

“老いを養う”とは、単に敬老意識の高揚を意味するのではなく、一人ひとりの人生を尊重することにほかなりません。そこで、高齢者一人ひとりが、“養老町民で良かった”という思いの中で、その生涯をまっとうできるまちでなくてはなりません。

子どもから高齢者までが、互いに理解し、尊重しあいながら、自立を支えあう、やさしいまちでなくてはなりません。

(2) 自立と参加の促進

町民一人ひとりが、自己の意志に基づき、主体的に社会参加し、生涯を有意義におくれるまちでなくてはなりません。

高齢者が、その豊かな知識と経験を活用しながら、地域の重要な担い手として活躍できるまちでなくてはなりません。

(3) 福祉の内部化・普遍化

保健・医療、住宅、教育、労働、都市整備など、あらゆる分野に福祉的な配慮が行き届いたまちでなくてはなりません。

必要とする人だれもが、必要なサービスを受けられるようなまちでなくてはなりません。

(4) 利用者としての選択の尊重

サービスは一方向的に与えられるものではなく、利用者の選択が尊重されなければなりません。そのために、利用者は自己責任の原則に基づきながら、必要な支援が受けられなければなりません。

6. 日常生活圏域の設定について

本計画においては、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続することができるようにするため、町内を中学校区などの日常生活の圏域に分け、その圏域ごとに地域の基盤整備を進めていくこととなっています。本町では、地理的条件や人口、交通事業その他社会的条件などから総合的に判断し、町全体を1つの圏域として設定し、今後のサービス基盤の整備に努めていくこととします。

7. 計画の策定体制

(1) 養老町介護保険運営協議会

町の現状を踏まえ、住民の意見を計画に十分に反映した計画とするため、保健・福祉・医療関係者、議員、公募委員等で構成する「養老町介護保険運営協議会」において審議を行いました。

(2) 高齢者等実態調査

計画の見直しを行うための基礎資料を得ることを目的とし、①高齢者一般（日常生活圏域二一ズ調査）、②居宅要支援・要介護認定者、③介護保険施設等利用者、④介護支援専門員を対象とした4種類の調査を行いました。

<調査の種類・調査方法等>

区分	調査対象者	抽出方法	調査票の配布	調査票の回収	調査期間
①高齢者一般調査 (日常生活圏域二一ズ調査)	要支援・要介護と認定されていない65歳以上の方	無作為抽出	郵送	郵送	平成29年2月20日 ～ 平成29年3月27日
②居宅認定者調査	要支援・要介護の認定を受けて、居宅で暮らしている方	全数			
③介護保険施設等利用者調査	介護保険施設等を利用している方	全数			
④介護支援専門員調査	町の認定者を担当している介護支援専門員	全数			

<回収結果>

区分	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
①高齢者一般調査	1,200	803	799	66.6%
②居宅認定者調査	900	612	577	64.1%
③介護保険施設等利用者調査	450	164	149	33.1%
④介護支援専門員調査	100	70	70	70.0%

第2章 養老町の高齢者を取り巻く状況

第2章 養老町の高齢者を取り巻く状況

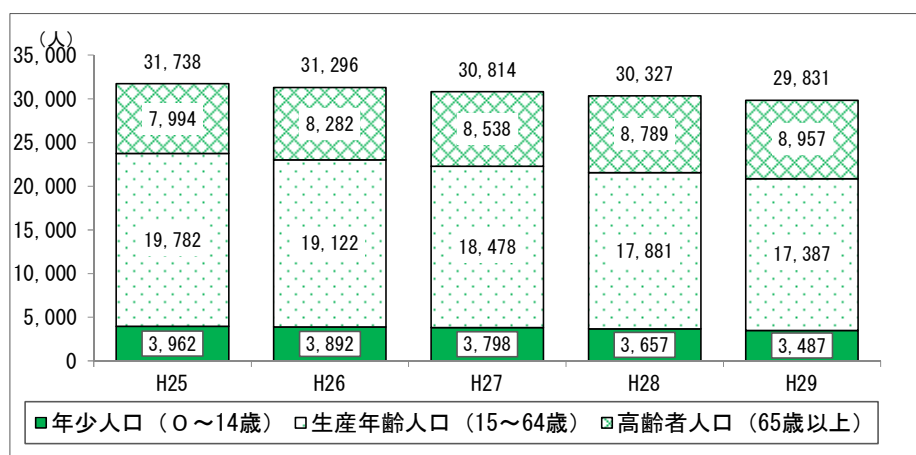
1. 人口の状況

(1) 総人口の推移

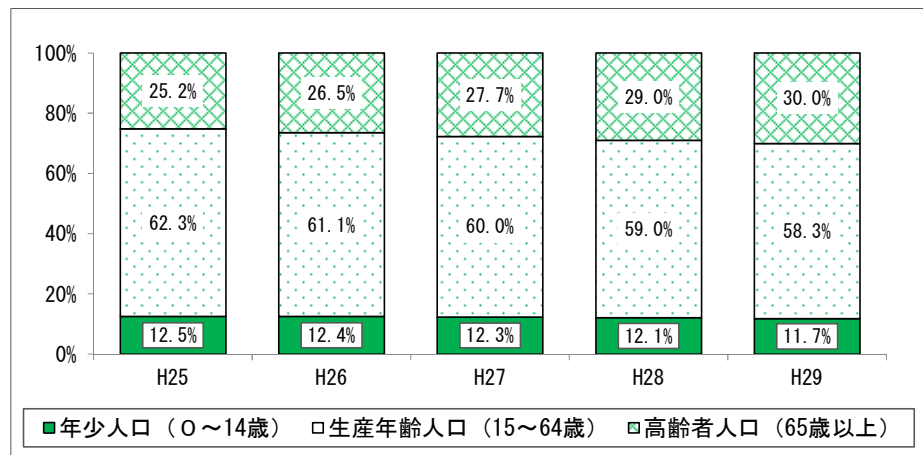
平成29年4月1日現在の住民基本台帳によると、本町の総人口は29,831人となっています。これまでの推移をみると、総人口は年々減少傾向にあります。また、年少人口や生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、高齢者人口は増加傾向にあります。

年齢3区分の人口構成率をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、平成29年4月ではそれぞれ11.7%、58.3%となっています。それに対し、高齢者人口は増加傾向にあり、平成29年4月では30.0%と約3人に1人は65歳以上の高齢者となっています。

図表 2-1-1 年齢3区分人口の推移



図表 2-1-2 : 年齢3区分別人口の構成比

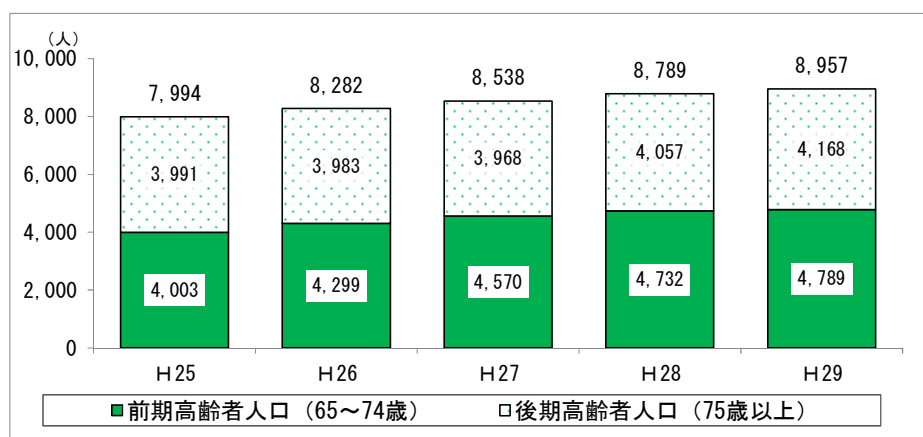


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 高齢者人口の推移

本町の高齢者人口（65歳以上人口）は、平成29年4月1日現在、8,957人で、65～74歳の前期高齢者は4,789人、75歳以上の後期高齢者は4,168人となっています。高齢者人口の推移をみると緩やかな増加傾向にあります。また、平成25年以降後期高齢者が177人の増加であるのに対し、前期高齢者は786人と増加しています。

図表 2-1-3 高齢者人口の推移

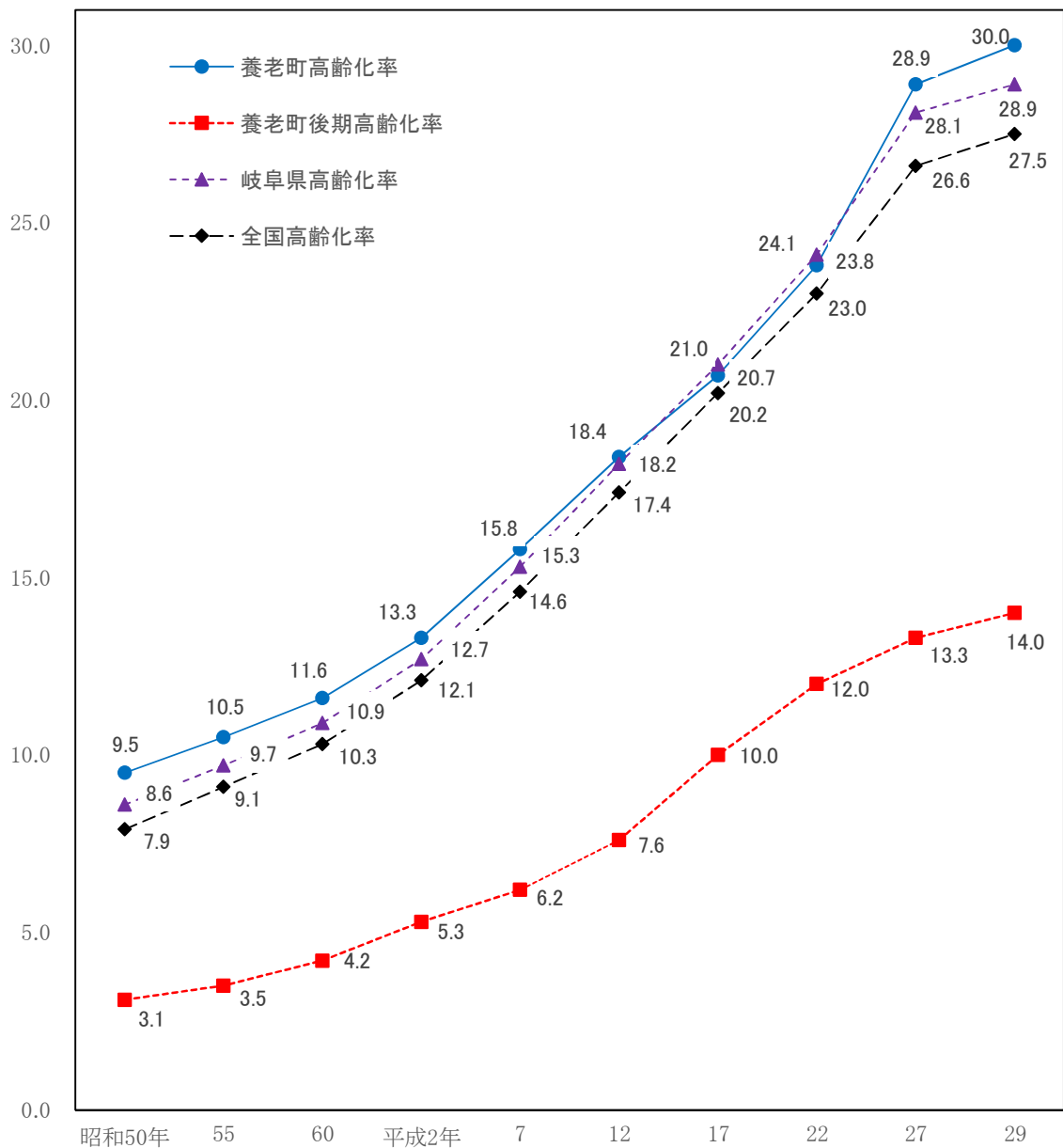


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 高齢化率の推移

本町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成17年以降で岐阜県をやや下回りましたが、平成27年以降は岐阜県を上回っています。高齢者人口が急増しているため、高齢化率の上昇は、より速度を増すと予測されます。また、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は、平成29年4月現在14.0%となっています。

図表 2-1-4 地区別高齢化率の推移



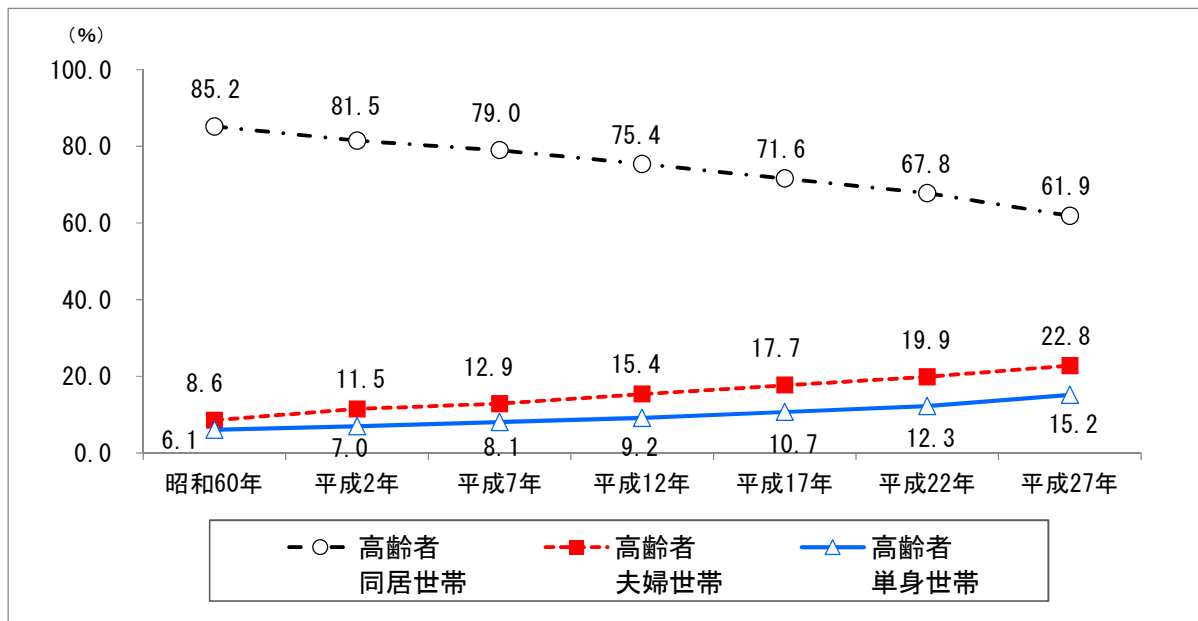
資料：昭和50年～平成27年は「国勢調査」、平成29年の全国は4月1日現在の総務省統計局概算値、岐阜県は4月1日現在の「四半期報」岐阜県環境生活部統計課による推計人口、養老町は4月1日現在の住民基本台帳人口および外国人登録人口

2. 世帯の状況

(1) 高齢者のいる世帯

本町の高齢者のいる世帯を世帯類型別にみると、昭和60年より高齢者同居世帯が23.3%低下しており、高齢者夫婦世帯が14.2%、高齢者単身世帯が9.1%それぞれ増加しています。

図表 2-2-1 高齢者のいる世帯の類型割合の推移



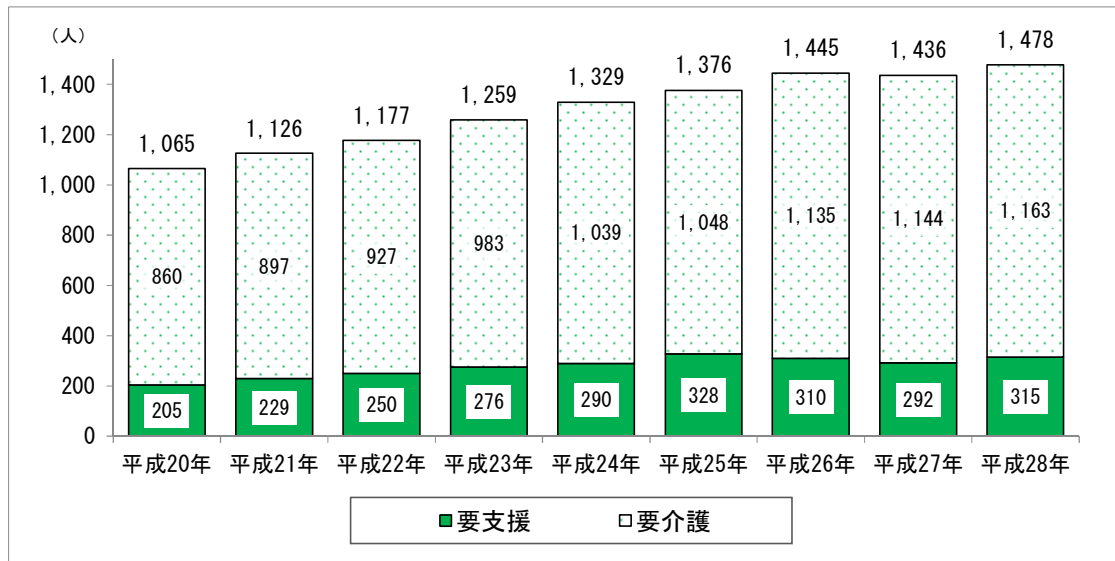
資料：「国勢調査」

3. 要支援・要介護認定者数の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、平成28年10月末時点で1,478人と平成20年に比べて8年間で413人増加しています。

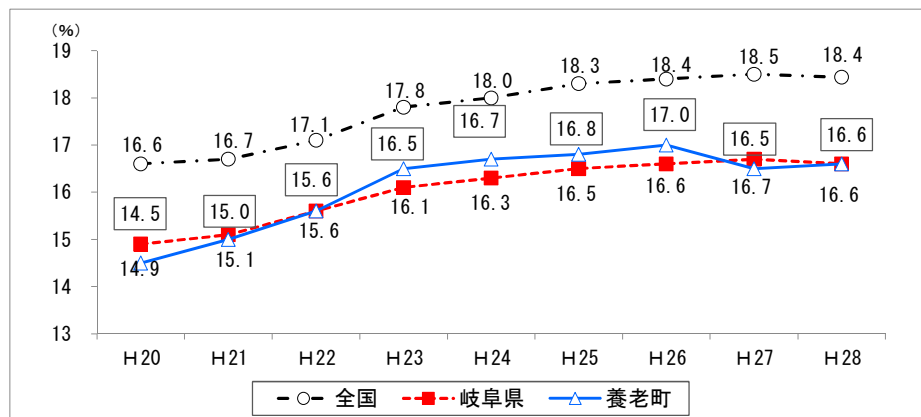
図表 2-3-1 認定者数の推移



(2) 要支援・要介護認定率の推移

第1号被保険者数に対する認定者数（第2号被保険者の認定者数も含む）の割合をみると、平成28年10月末現在、本町は16.6%と全国平均よりもやや低く、県平均と同じとなっています。これまでの推移は平成23年度から平成26年度は県平均を上回っていますが、それ以外は県平均を下回るか同等です。いずれの年においても国をやや下回って推移しています。

図表 2-3-2 要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年10月末）

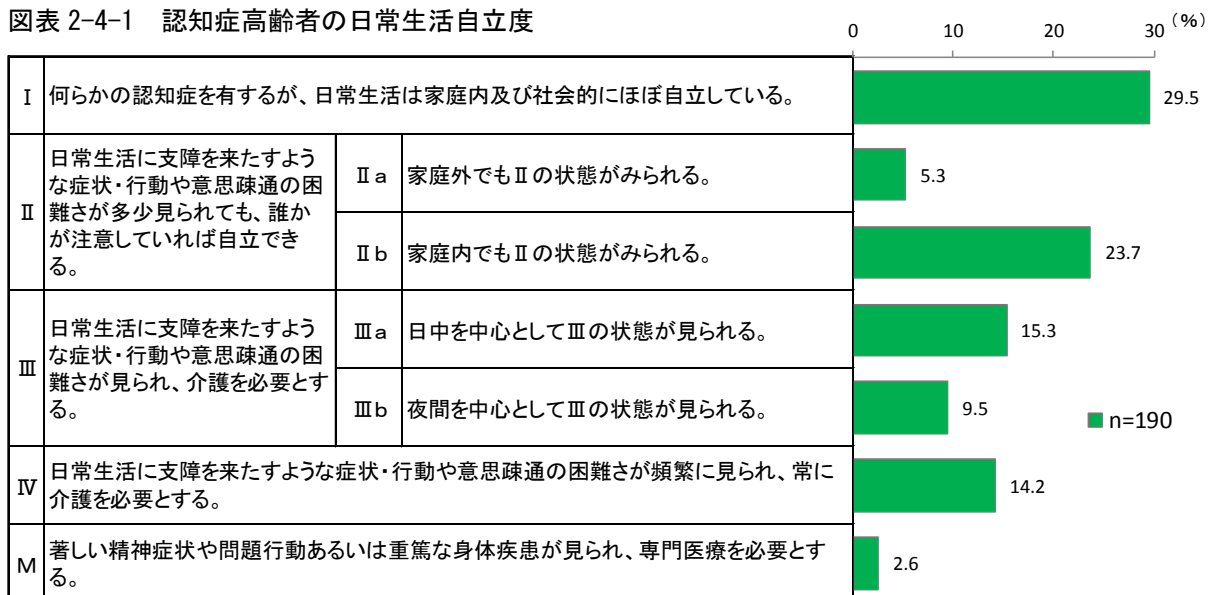
4. 認知症の状況

(1) 認知症高齢者の日常生活自立度（認知症度）

要介護認定者の調査結果により日常生活自立度を判定しました。

「Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。」が29.5%と最も多く、次いで「Ⅱb：家庭内で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。」(23.7%)、「Ⅲa：日中を中心として、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。」(15.3%)、「Ⅳ：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。」(14.2%)の順になっています。

図表 2-4-1 認知症高齢者の日常生活自立度



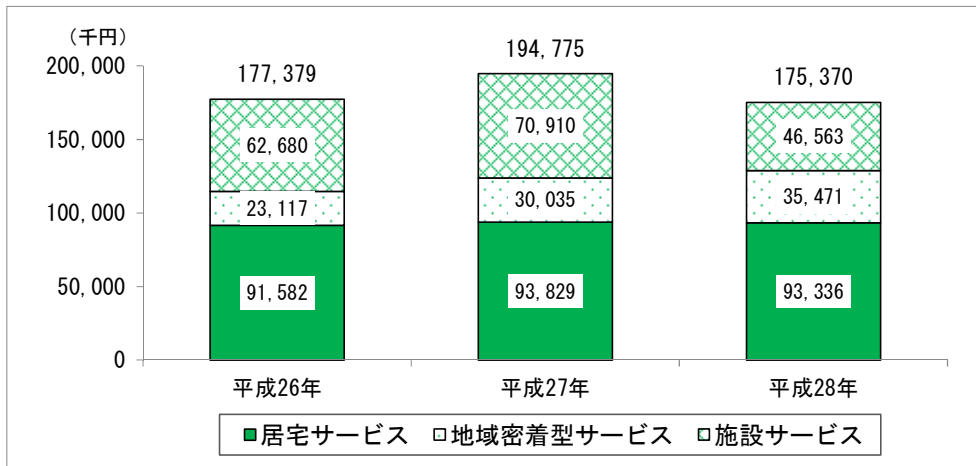
5. 介護保険サービスの利用状況

(1) サービス種類別給付費

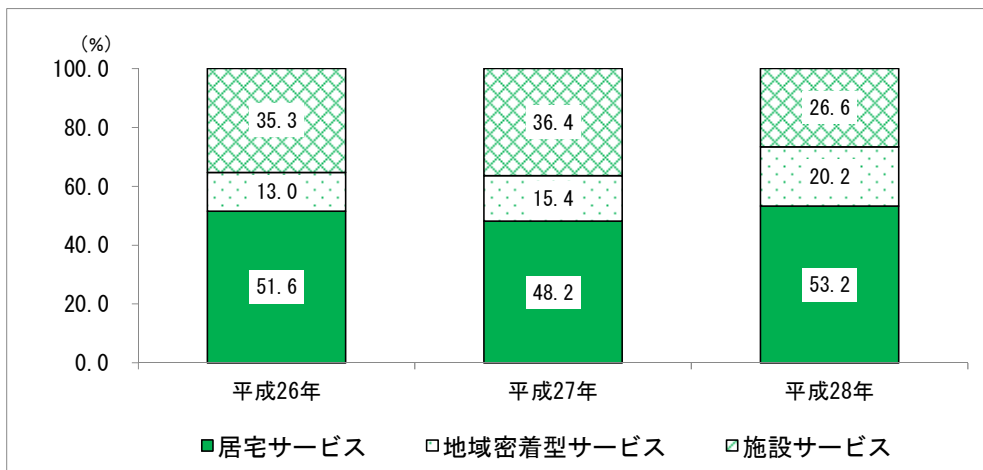
給付費の推移をみると、総給付費は平成 27 年度では増加していますが、平成 28 年度には減少しており、平成 28 年 10 月利用分で 1 億 7,537 万円となっています。

サービス種類別でみると、平成 28 年度の施設サービスが平成 27 年度より 3 割程度減少しています。

図表 2-5-1 サービス種類別給付費の推移



図表 2-5-2 サービス種類別給付費の構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告 12 月月報（各年 10 月利用分）

* 端数の処理の関係で、合計が合わない場合があります。

6. 第6期計画値に対する介護保険事業の利用状況

(1) 高齢者数の推移

平成28年4月1日現在の本町の高齢者人口は8,789人となっており、このうち65～74歳の高齢者が4,732人、75歳以上の高齢者が4,057人となっています。また、高齢者数は、平成27年4月1日からの1年間に251人増加しています。

第6期計画の推計値と比較すると、65歳以上の高齢者はほぼ推計通りですが、65～74歳でやや多く、75歳以上でやや少なくなっています。

図表 2-6-1 高齢者数の推移と推計値との比較

区 分	平成 27 年		平成 28 年	
	推計値	実績値	推計値	実績値
65 歳以上人口	8,620	8,538	8,789	8,789
65～74 歳	4,521	4,570	4,632	4,732
75 歳以上	4,099	3,968	4,157	4,057

資料：住民基本台帳

(2) 認定者数の推移

平成 28 年 10 月 1 日現在の要介護認定者は 1,478 人となっており、平成 27 年 10 月と比べると 42 人増加しています。

また、平成 28 年 10 月の実績と平成 28 年度の推計値とを比較してみると、認定者の総数は推計値を下回る水準で推移しています。要介護度別に比較してみると、要支援では、見込みに対して 94.3%にとどまっており、要介護では、見込みに対し 92.7%といずれも見込みを下回っていますが、要介護 4 は 117.8%と多くなっています。

図表 2-6-2 要介護（支援）認定者数の推移と推計値との比較

区 分	平成 27 年		平成 28 年	
	推計値	実績値	推計値	実績値
要支援	324	292	334	315
要支援 1	154	146	160	161
要支援 2	170	146	174	154
要介護	1,194	1,144	1,255	1,163
要介護 1	299	231	326	232
要介護 2	265	289	264	267
要介護 3	278	261	302	294
要介護 4	191	207	191	225
要介護 5	161	156	172	145
認定者合計	1,518	1,436	1,589	1,478

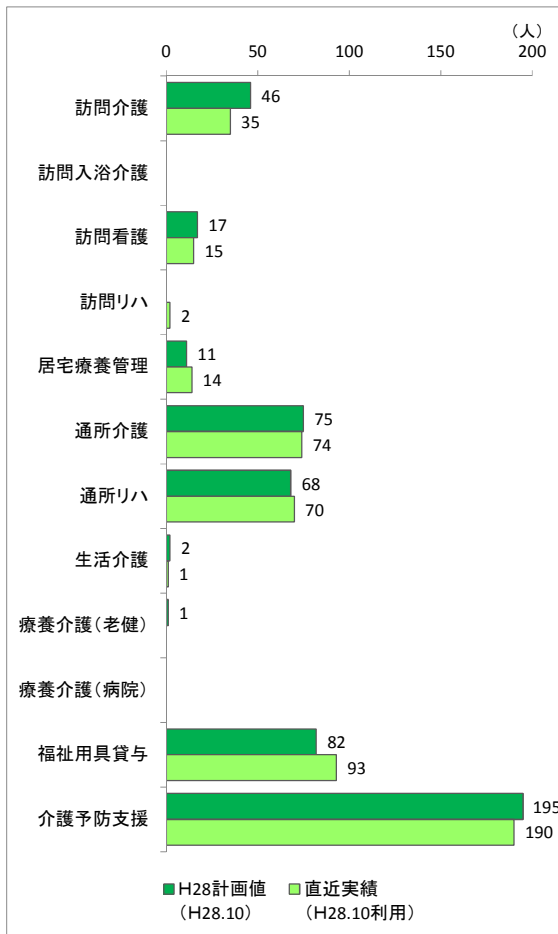
資料：介護保険事業状況報告

(3) 居宅サービス別利用者数

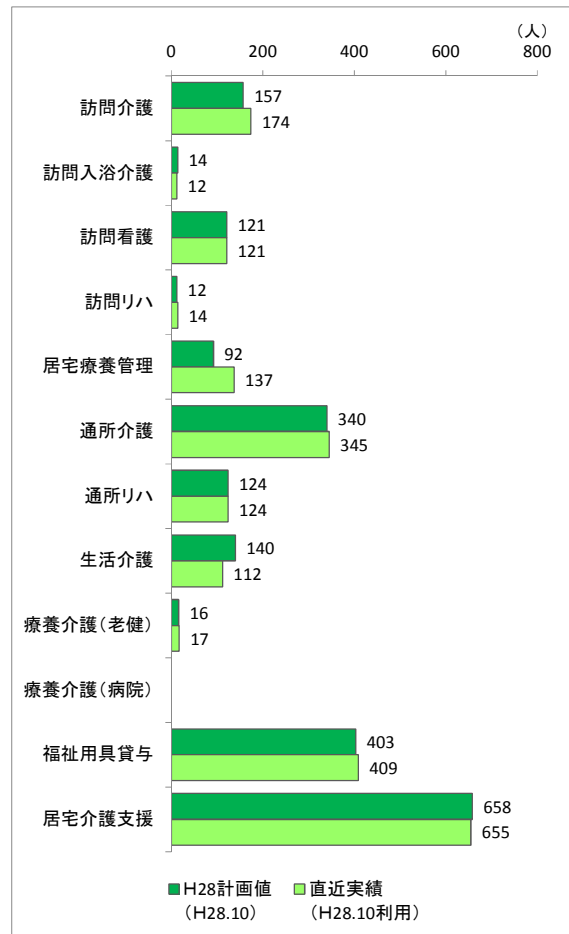
平成28年10月末現在の居宅サービス利用者数【要支援】を第6期計画の計画値と比べてみると、「居宅療養管理」が3割程度、「福祉用具貸与」が1割程度多くなっています。一方、「訪問介護」や「訪問看護」は計画値に対し1、2割程度少なくなっています。また、「療養介護（老健）」利用者は見られませんでした。

居宅サービス利用者数【要介護】を第6期計画の計画値と比べてみると、計画値を1割以上上回っているサービスは「訪問介護」「訪問リハ」「居宅療養管理」となっており、特に「居宅療養管理」は5割程度増えています。一方「訪問入浴介護」「生活介護」は計画値に対し1、2割程度少なくなっています。

図表 2-6-3 居宅サービス利用者数（要支援）
計画値との比較



図表 2-6-4 居宅サービス利用者数（要介護）
計画値との比較

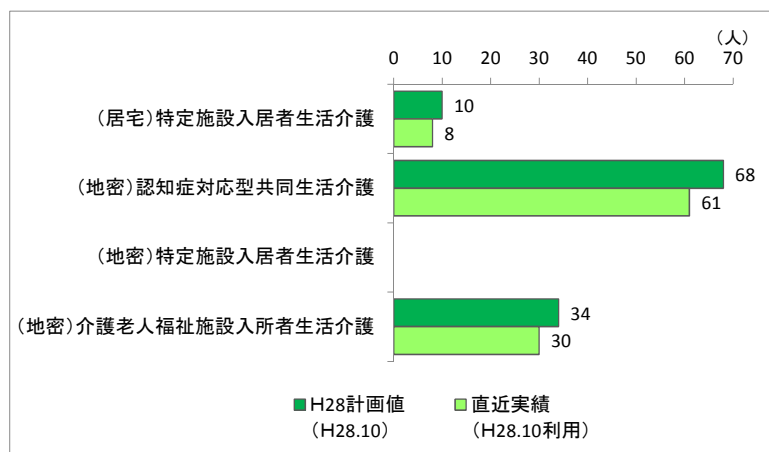


資料：介護保険事業状況報告12月月報（各年10月利用分）

(4) 居住系サービス

第6期計画の計画値に比べ、「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」「介護老人福祉施設入所者生活介護」とも利用者は計画値より1割程度少なくなっています。

図表 2-6-5 居住系サービス利用者（計画値との比較）

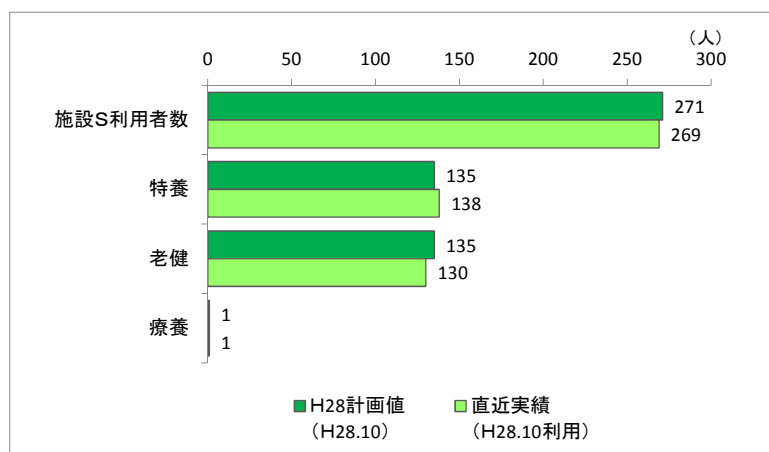


資料：介護保険事業状況報告 12 月月報（各年 10 月利用分）

(5) 施設サービス利用者数

第6期計画の計画値に比べ、施設利用者は概ね見込み通りとなっています。

図表 2-6-6 施設サービス利用者数と計画値との比較



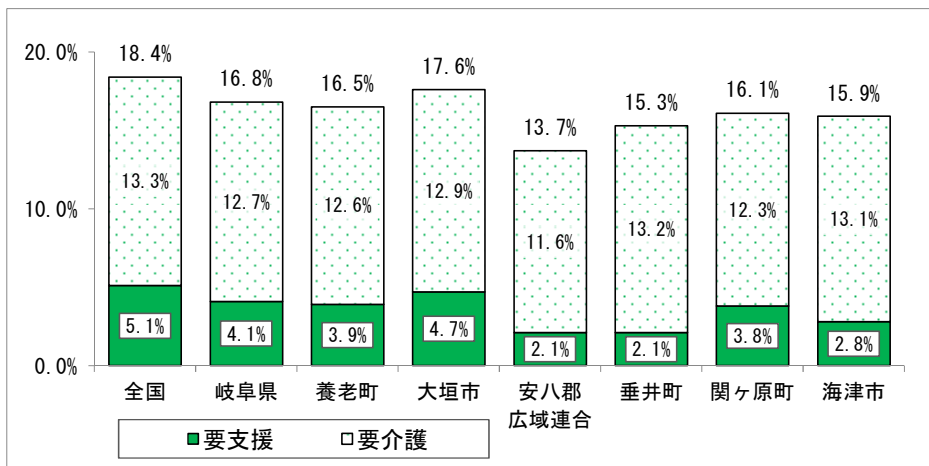
資料：介護保険事業状況報告 12 月月報（各年 10 月利用分）

7. 周辺自治体との比較

(1) 要介護・要支援の認定率

第1号被保険者数に対する認定者数（第2号被保険者の認定者数も含む）の割合を周辺自治体と比較してみると、平成28年10月末現在、認定者全体では安八郡広域連合が13.7%と低く、大垣市が17.6%と高くなっています。

図表 2-7-1 周辺自治体との要介護・要支援の認定率の比較

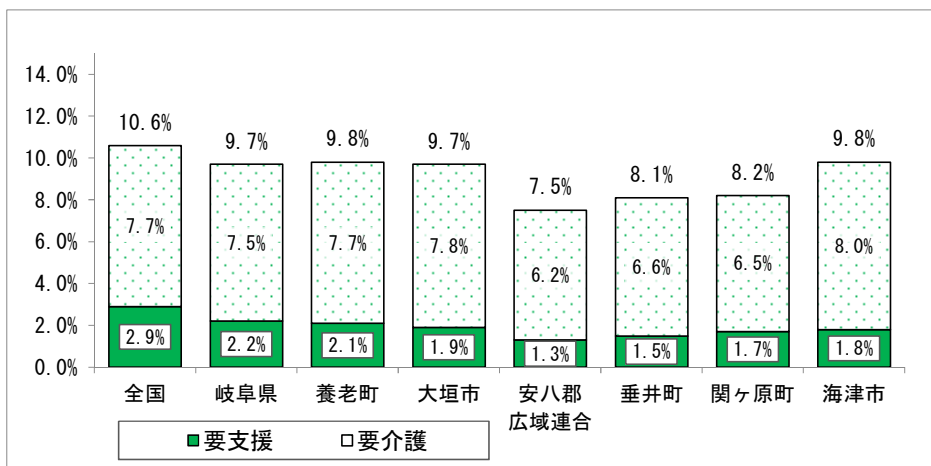


資料：介護保険事業状況報告（平成28年10月末）

(2) 在宅系サービスの利用状況

在宅系サービスの利用状況を周辺自治体と比較してみると、平成28年10月末現在、認定者全体では安八郡広域連合が7.5%と低く、養老町、大垣市、海津市が約1割と高くなっています。

図表 2-7-2 周辺自治体との在宅系サービス利用率の比較

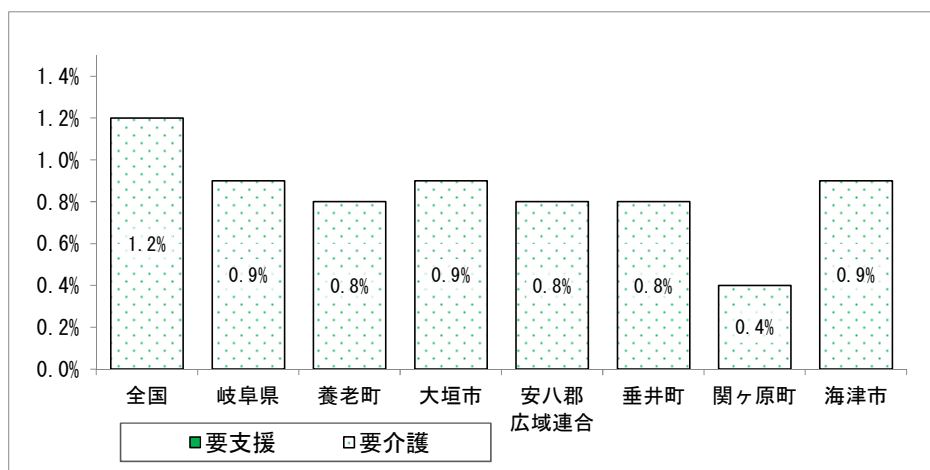


資料：介護保険事業状況報告（平成28年10月末）

(2) 居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況を周辺自治体と比較してみると、平成28年10月末現在、要介護では関ヶ原町が0.4%と低く、他の市町村は0.8%か0.9%となっています。

図表 2-7-3 周辺自治体との居住系サービス利用率の比較

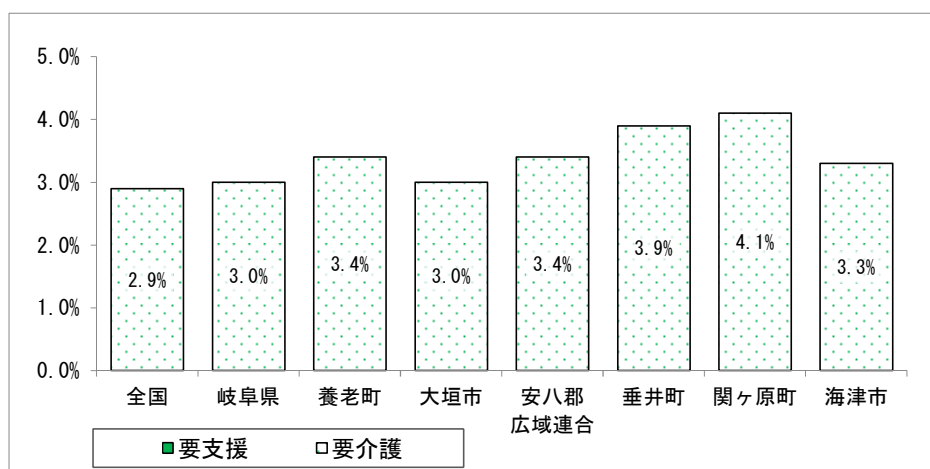


資料：介護保険事業状況報告（平成28年10月末）

(3) 施設系サービスの利用状況

施設系サービスの利用状況を周辺自治体と比較してみると、平成28年10月末現在、要介護では大垣市が3.0%と低く、垂井町、関ヶ原町が約4%と高くなっています。

図表 2-7-4 周辺自治体との施設系サービス利用率の比較



資料：介護保険事業状況報告（平成28年10月末）

8. 高齢者調査からみた課題・ニーズ

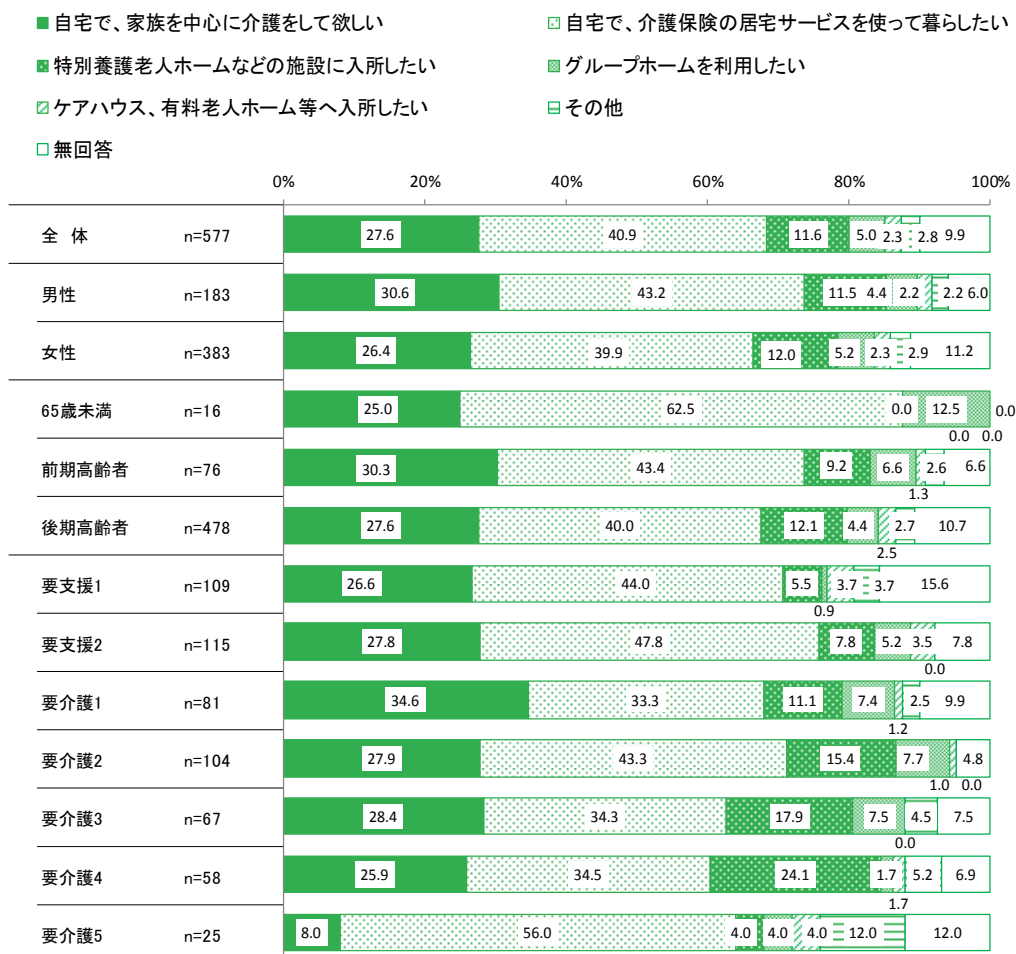
(1) 介護の希望について（要介護認定者在宅調査）

◆ 今後の介護は「在宅」での介護を約7割が希望

要介護認定者に対して、今後どのような介護を希望するかとおうかがいしたところ、「自宅で、介護保険の居宅サービスを使って暮らしたい」が40.9%と最も多く、次いで「自宅で、家族を中心に介護をして欲しい」が27.6%と、「自宅で介護を希望する方」が約7割（68.5%）を占めています。一方、「特別養護老人ホームなどの施設に入所したい」は11.6%、「グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を利用したい」は5.0%、「ケアハウス、有料老人ホーム等へ入所したい」は2.3%にとどまっています。

このように多くの方が在宅での生活を希望していることから、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、きめ細かいサービスの提供を図るなど、『地域包括ケアシステム』体制の確立を目指す必要があります。

図表 2-8-1 介護の希望について



(2) 介護者の状況について（要介護認定者在宅調査）

- ◆ 介護者は配偶者や子ども
- ◆ 老老介護が約6割
- ◆ 家族介護者にとって「排泄」「外出の付き添い送迎」「認知症状への対応」が不安

主に介護している方については、「配偶者(妻)」が19.9%と最も多く、次いで「息子の妻」(19.1%)、「娘」(16.3%)、息子(12.7%)となっています。

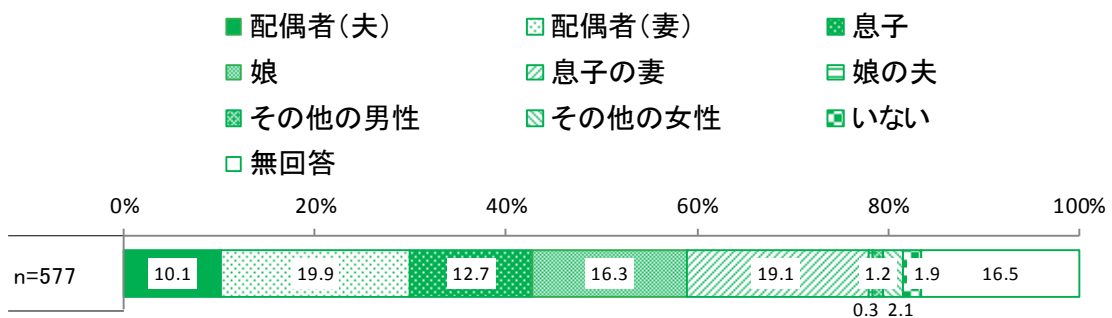
また、60歳以上の高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の割合が約6割(60.8%)となっています。

主な介護者が行っている介護は、「食事の準備(調理等)」が56.4%と最も多く、次いで「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が54.4%、「外出の付き添い、送迎等」が52.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が47.3%、「服薬」が35.3%となっています。

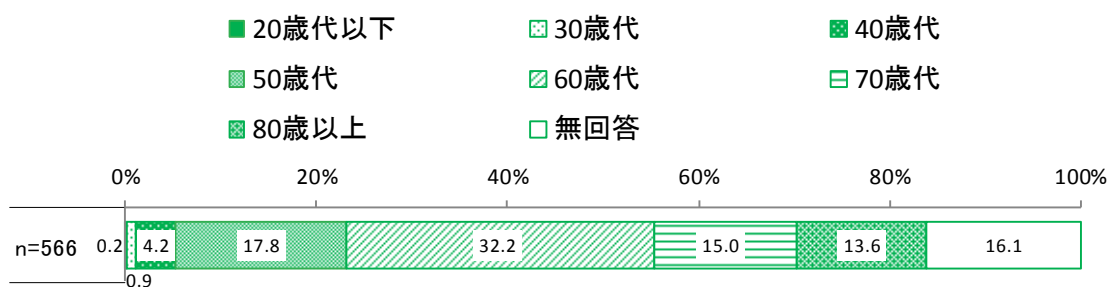
今後も現在の生活を継続していくにあたり、「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」「認知症の症状への対応」などへ不安を感じています。

介護者の状況を見ると、多くの不安を抱えている状況がうかがわれるため、介護に関する情報提供や相談等家族介護者への支援の充実が必要となっています。

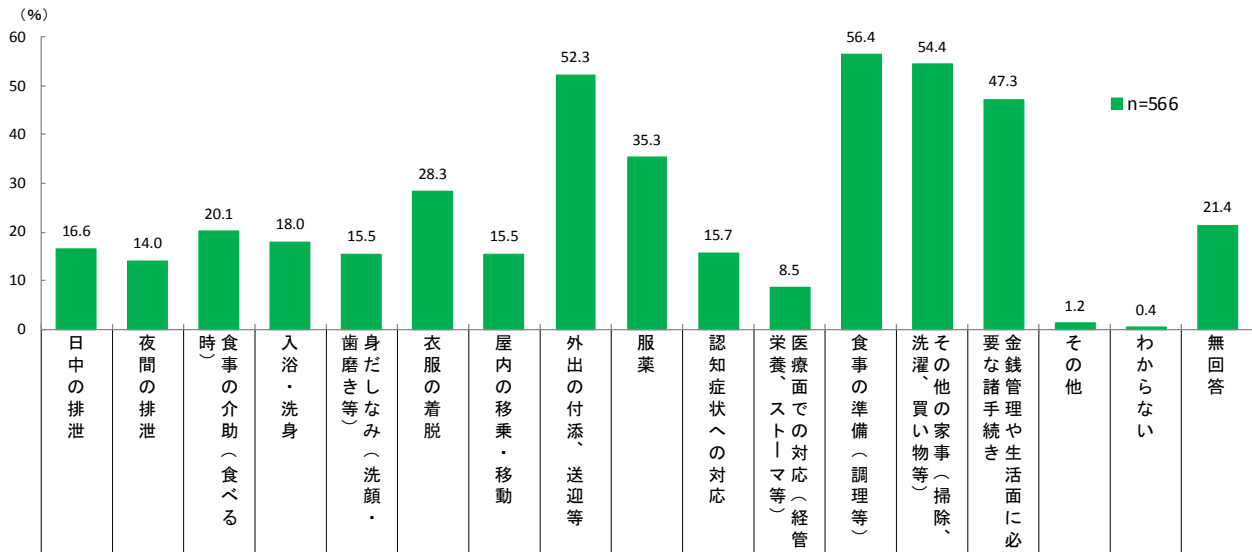
図表 2-8-2 主な介護者



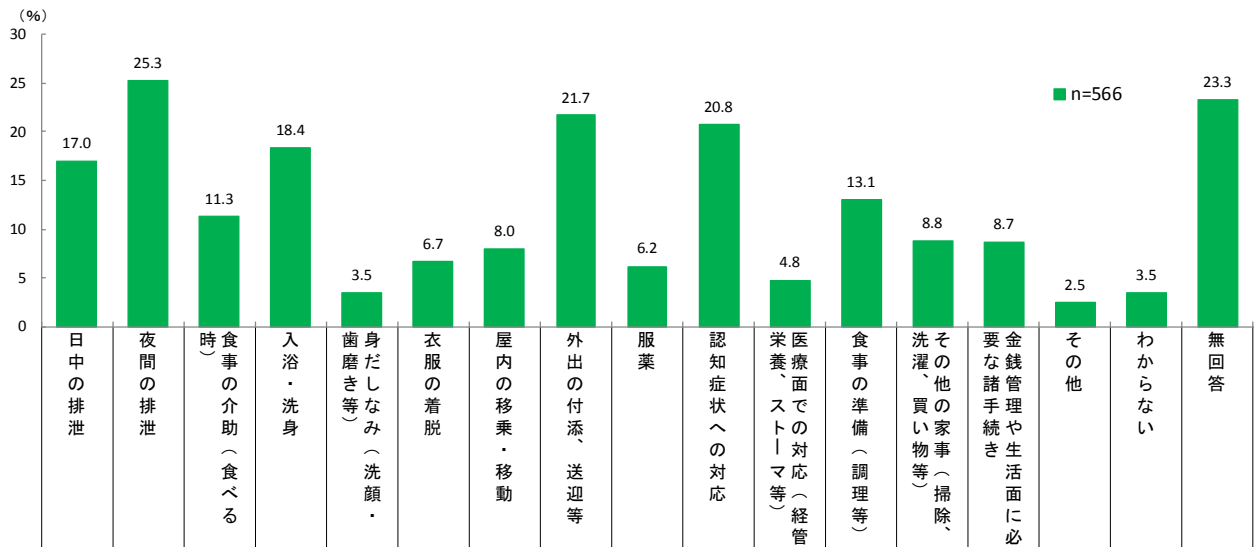
図表 2-8-3 主な介護者の年齢



図表 2-8-4 主な介護者が行っている介護



図表 2-8-5 今後の在宅生活に向けて主な介護者が不安に感じる介護



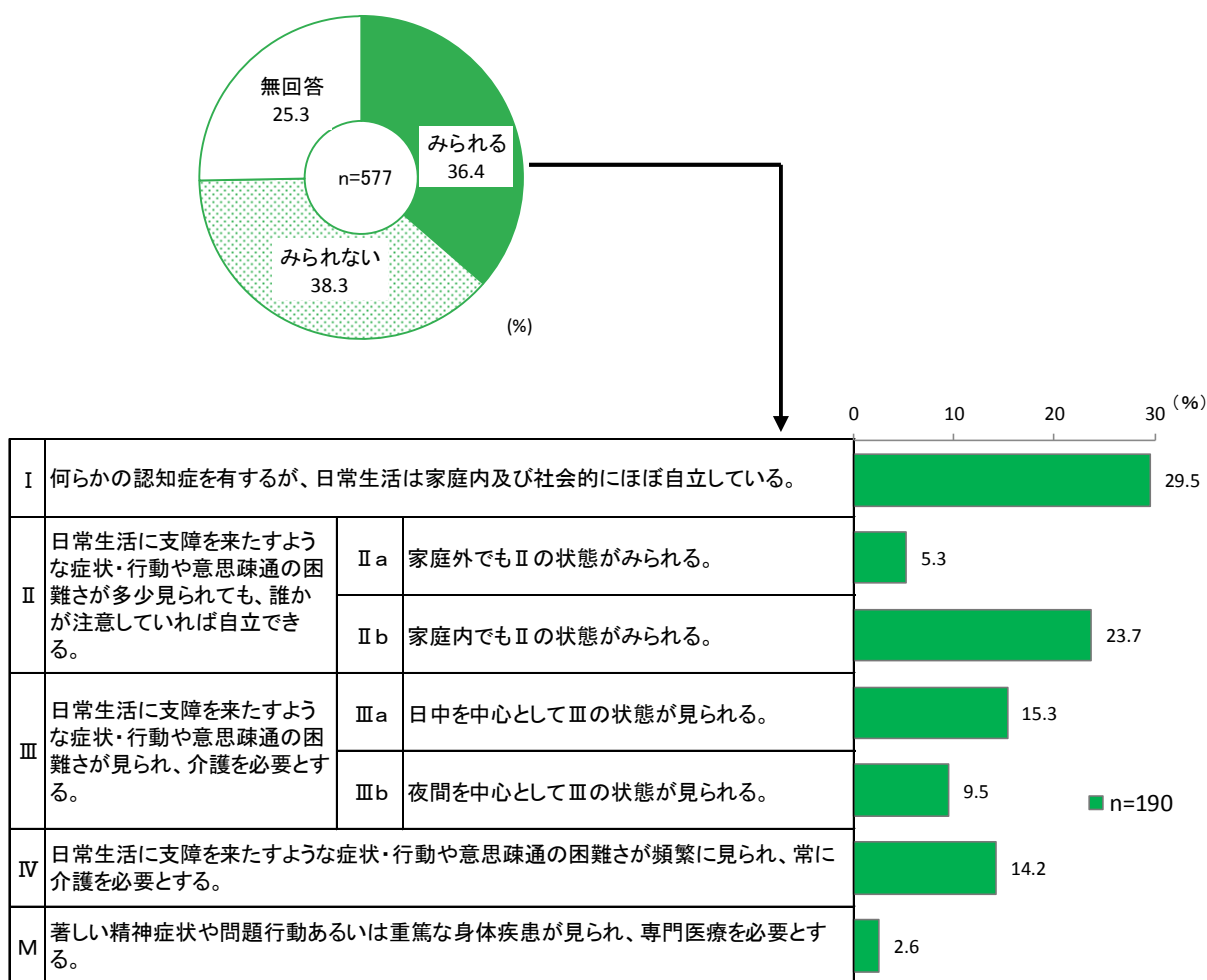
(3) 認知症について (要介護認定者在宅調査)

◆認知症状がみられる高齢者が約4割みられる。認知症高齢者やその家族等を支えるサービスや地域で見守る体制づくりが重要となる

調査結果からは、認知症の症状については、「みられる」が36.4%と約4割が該当している結果となりました。また、認知症がみられるとした人の中で、ほぼ自立が約3割に対して、日常生活に支障のある認知症状がある判定Ⅱ以上の高齢者が約7割を占めています。

今後の認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体が認知症に対する理解を高めるとともに、認知症の方や、その家族を支えるなど、地域全体で見守る仕組みづくりが必要になります。

図表 2-8-6 認知症高齢者の状況・日常生活自立度



(4) 健康について（日常生活圏域ニーズ調査）

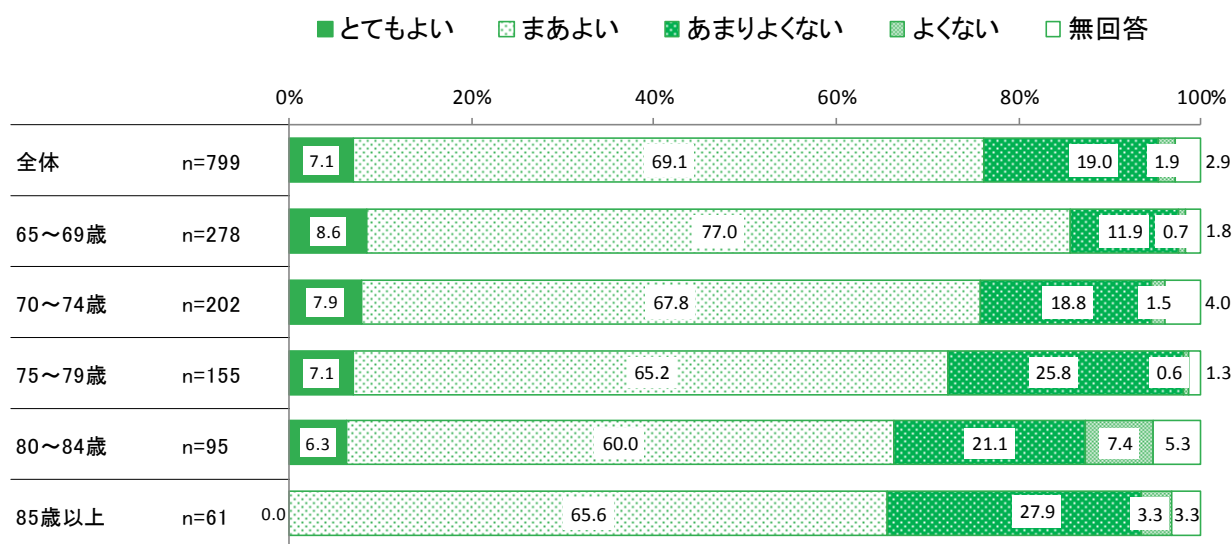
- ◆ 高齢者の約4人に3人は健康と回答しており、概ね健康な高齢者が多いものの、何らかの病気を抱えている高齢者も多くみられる

現在の健康状態については、「まあよい」が69.1%と最も多く、これに「とてもよい」（7.1%）を合わせた“健康状態がよい人”は76.2%となっています。一方で、「あまりよくない」（19.0%）と「よくない」（1.9%）を合わせた“健康状態はよくない人”は20.9%となっています。このように、総じて、多くの高齢者が自分自身を健康と考えていることがわかりました。

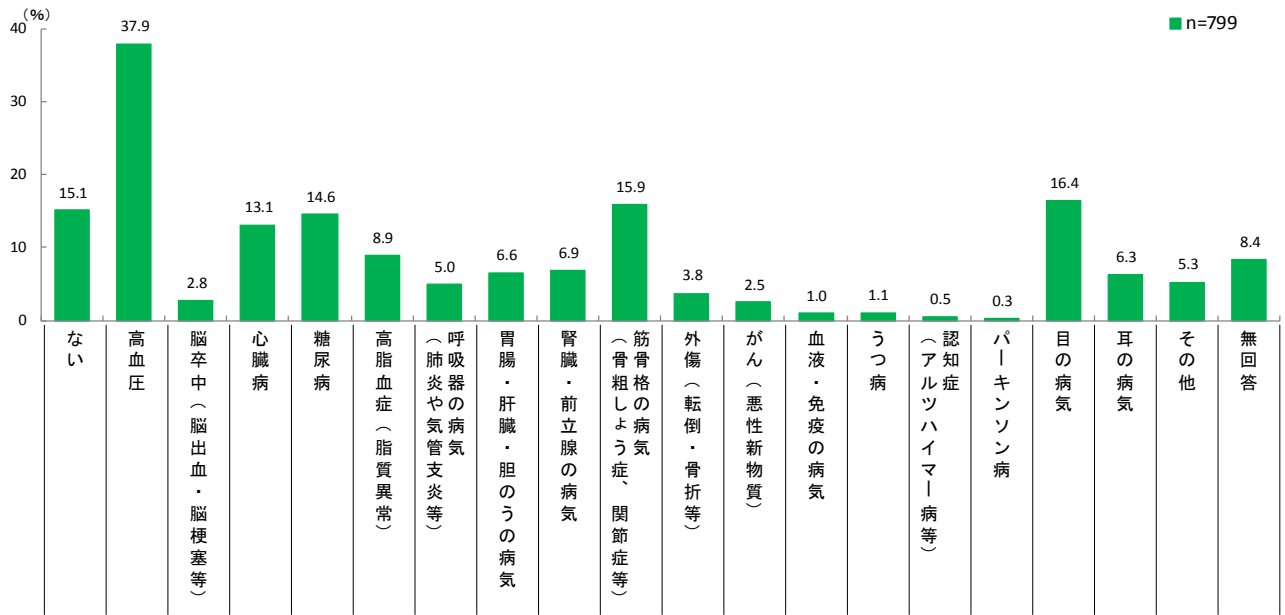
現在治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」が37.9%と最も多く、次いで「目の病気」が16.4%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が15.9%「糖尿病」、が14.6%となっています。

このように生活習慣病の治療をしているまたは後遺症があるという人が多くみられるため、今後は健康診査への受診勧奨や、健康教育、健康相談等の各種保健施策の充実を図るとともに、これらの健康づくり事業を通じた介護予防対策を推進していく必要があります。

図表 2-8-7 ご自身の健康状態について



図表 2-8-8 現在治療中、または後遺症のある病気



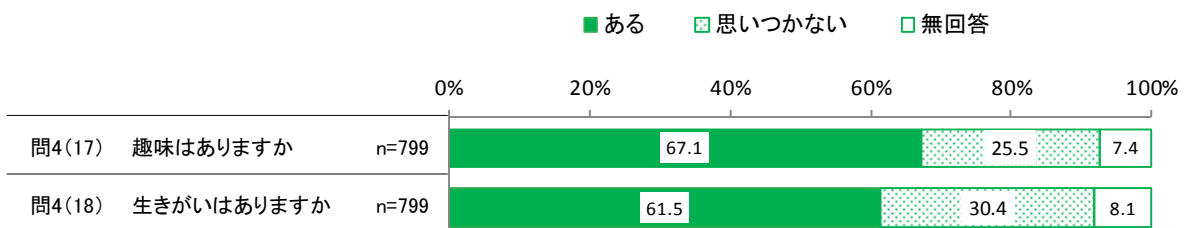
(5) 生きがいくりについて（日常生活圏域ニーズ調査）

◆ 多くの高齢者が趣味や生きがいを持って生活している

現在、趣味を持っている高齢者は 67.1%、生きがいを持っている高齢者は 61.5% と非常に高くなっています。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らすためには「生きがいくり」は重要なことから、高齢者との交流機会や就労活動、趣味の活動、生涯学習・スポーツなど、高齢者の生きがいくりや社会参加の機会を提供する必要があります。

図表 2-8-9 趣味や生きがいについて

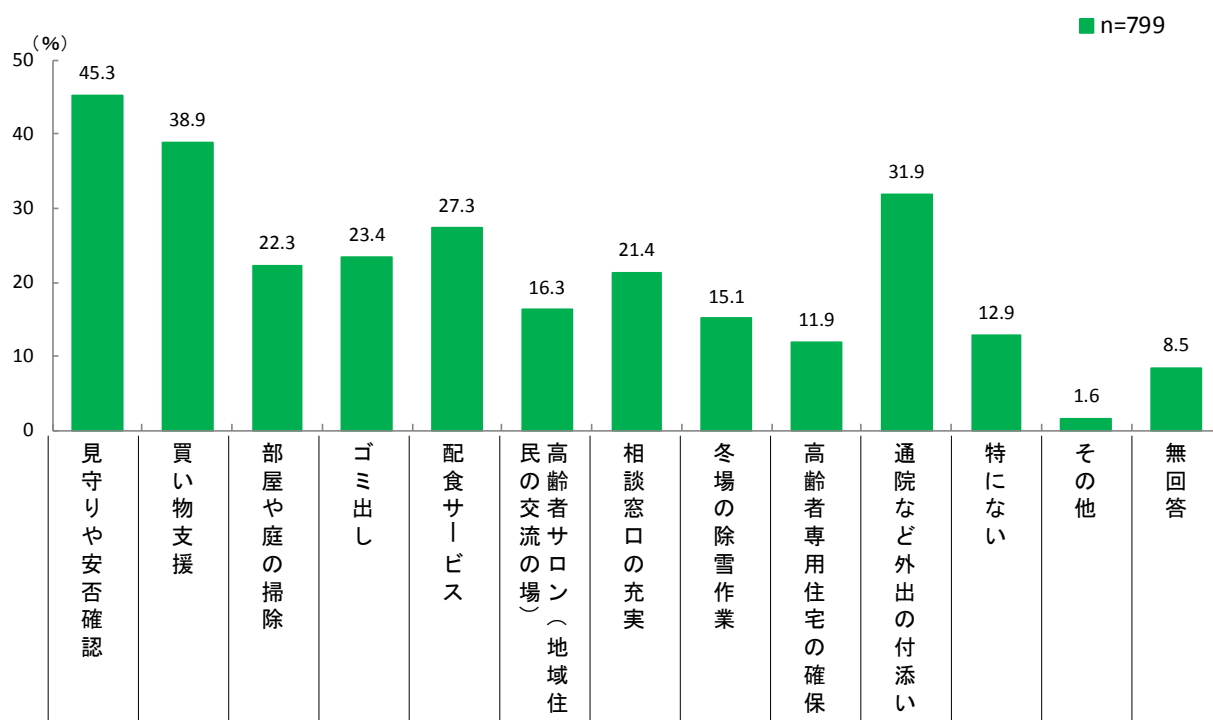


(6) 高齢者世帯が自立した生活を営む上で必要な支援（日常生活圏域ニーズ調査）

◆ 見守りや安否確認、買物支援、通院など外出の付添い等のニーズが高い

高齢者世帯の日常生活において、どんな自立支援が必要かについては、「見守りや安否確認」（45.3%）が最も多く、次いで「買い物支援」（38.9%）、「通院など外出の付添い」（31.9%）、「配食サービス」（27.3%）の順となっています。どの項目も自立した日常生活を送る上で必要な支援となっており、地域で支える体制づくりを進めていく必要があります。

図表 2-8-10 自立した日常生活に必要な支援



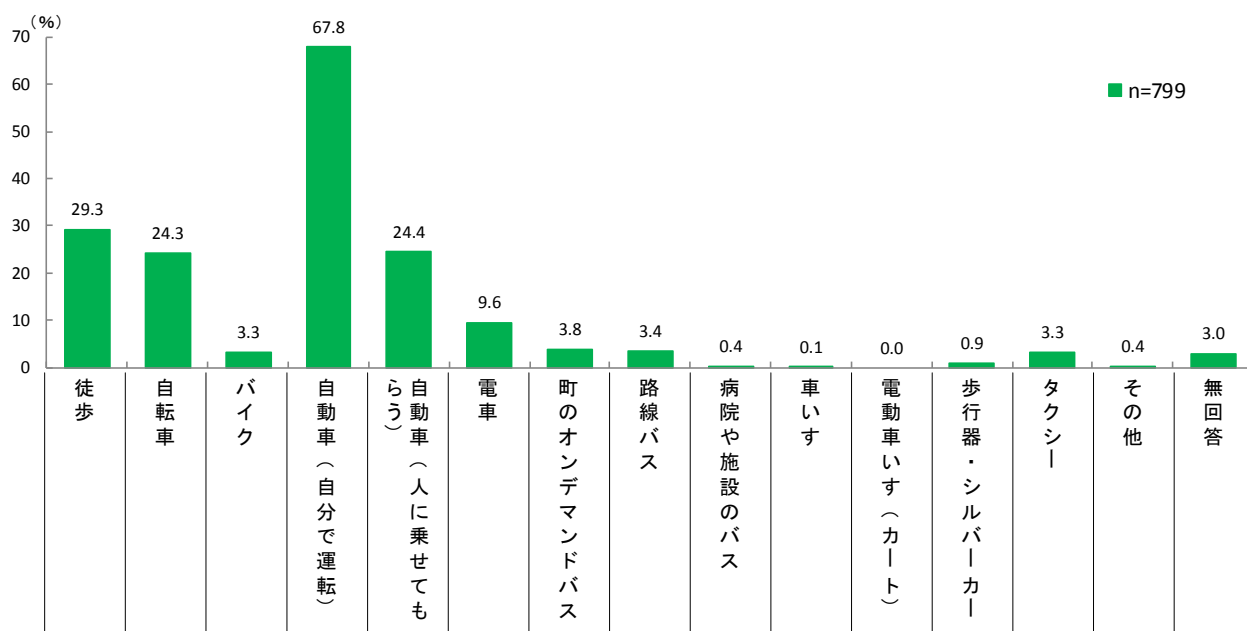
(7) 外出の移動手段について (日常生活圏域ニーズ調査)

◆ 外出の際の移動手段は、自動車利用が多い

外出する際の移動手段については、「自動車（自分で運転）」が67.8%と最も多く、次いで「徒歩」が29.3%、「自動車（人に乗せてもらう）」が24.4%となっており、高齢者の外出手段として自動車利用が多くなっています。

高齢化が進む現代においては、高齢者による交通事故の増加が大きな社会問題となっています。そのため高齢者に対し運転免許の返納を呼びかけるとともに、返納後の高齢者の移動手段の確保策を検討していく必要があります。

図表 2-8-11 外出する際の移動手段



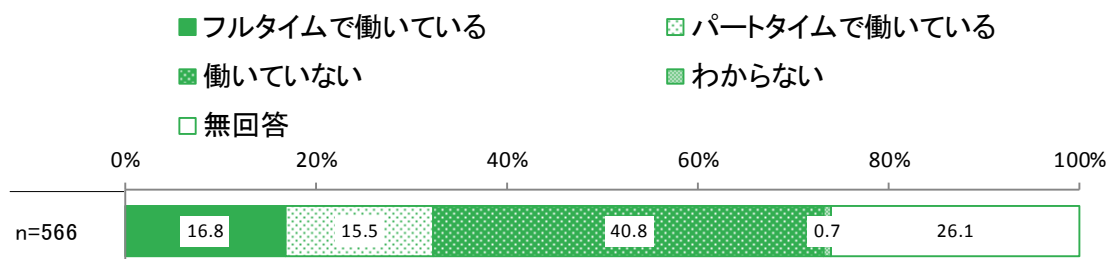
(8) 仕事と介護の両立について (要介護認定者在宅調査)

- ◆ 主な介護者の30%以上がフルタイムまたはパートタイムで就労している
- ◆ 仕事と介護の両立を「問題はあるが何とか続けていける」が最も多いが、続けていくのは難しいという意見も約2割ある
- ◆ 介護と仕事の両立のために必要な勤め先からの支援は、制度を利用しやすい環境づくり、介護休暇制度の充実

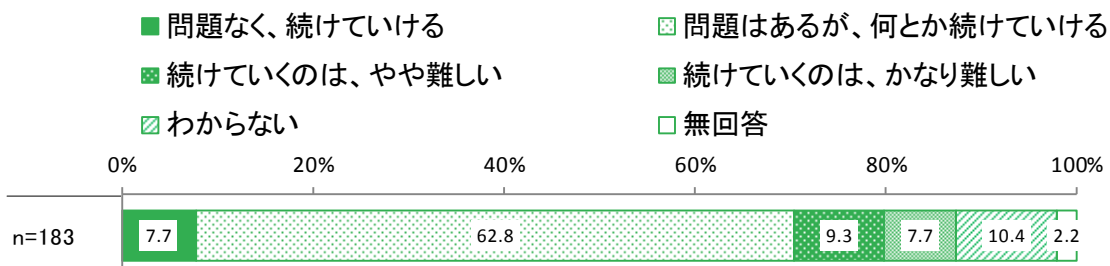
主な介護者のうち 30%以上がフルタイムまたはパートタイムで就労しています。また、働きながら介護をしている方に対して、今後も働きながら介護を続けていけるかおろかがいしたところ、「続けていくのは、やや難しい」(9.3%)と「続けていくのは、かなり難しい」(7.7%)を合わせた“続けていくのは難しい介護者”は2割近く(17.0%)となっています。

就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援については、「制度を利用しやすい職場づくり」、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」などが多くなっており、こうした職場環境づくりが必要になります。

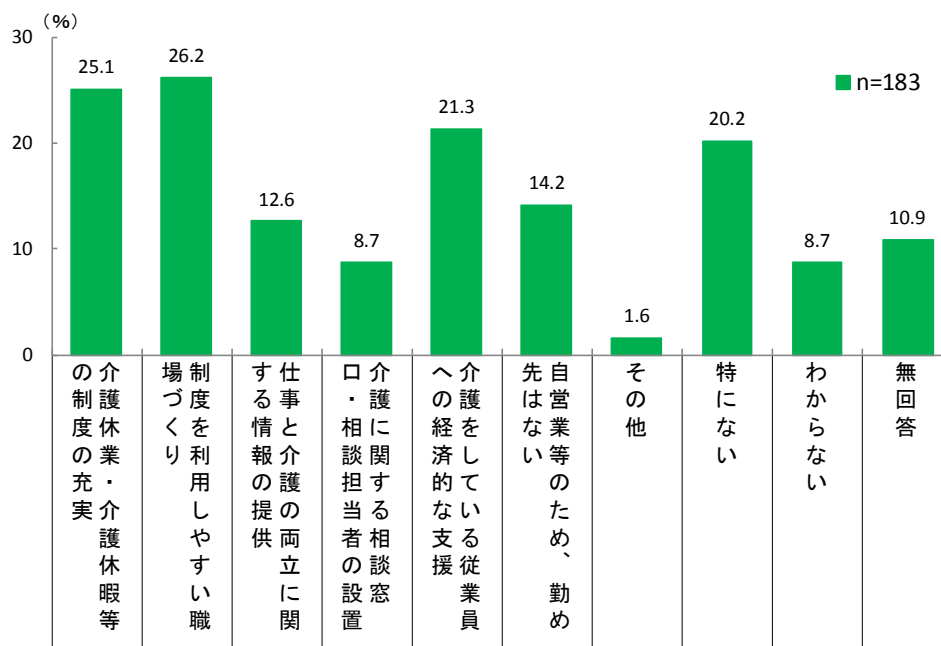
図表 2-8-12 主な介護者の勤務形態



図表 2-8-13 主な介護者の就労継続の可否に係る意識



図表 2-8-14 就労の継続に向けて効果的と思われる勤め先からの支援



第3章 サービスの現状

第3章 サービスの現状

第1節 介護保険サービス

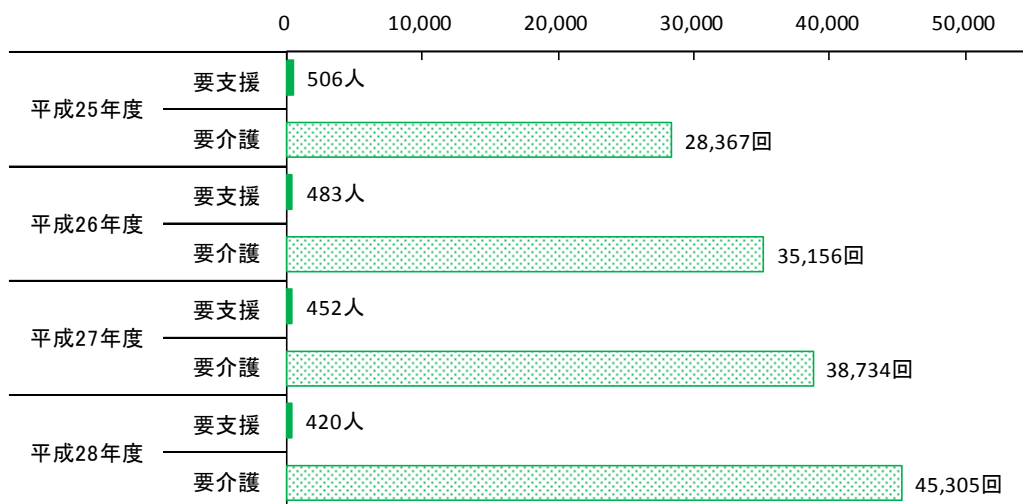
1. 居宅サービス

(1) 訪問介護

要支援者の延べ利用者数は、平成25年度では506人ありましたが、平成28年度には420人へ減少しています。要介護者の延べ利用回数は平成25年度の約3万から平成28年度の約4万5千へと増加しています。（図表3-1-1-1）

平成26年度以降の要介護度別の延べ利用回数をみると、要介護5では平成28年度が減少していますが、他の介護度では増加しています。（図表3-1-1-2）

図表 3-1-1-1 訪問介護の利用状況（要支援：延べ利用者数、要介護：延べ利用回数）



図表 3-1-1-2 訪問介護の要介護度別利用状況

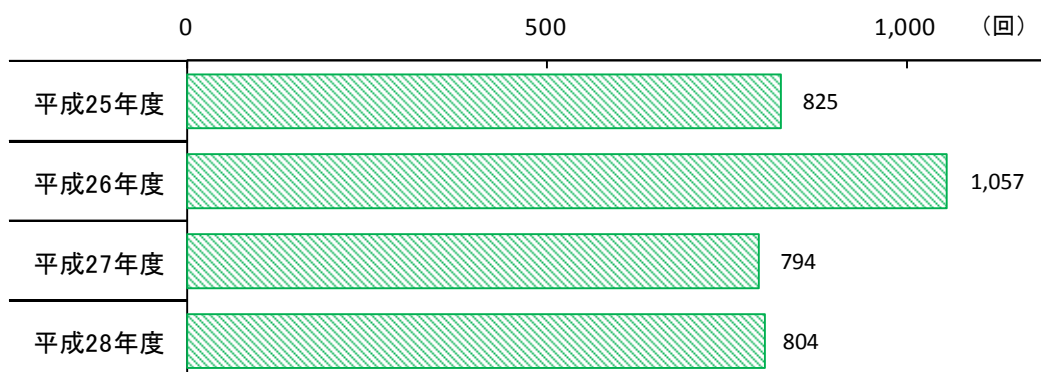
区分	延べ利用回数(回)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1				16.8	13.7	11.2
要支援2				23.4	24.0	23.8
要介護1	4,482	3,962	4,529	35.1	34.0	35.9
要介護2	7,914	8,397	9,140	40.2	45.7	46.8
要介護3	7,340	10,248	11,518	32.6	35.0	37.3
要介護4	6,615	7,168	11,812	22.1	22.6	29.1
要介護5	8,805	8,959	8,306	21.6	20.6	17.1
合計	35,156	38,734	45,305	191.8	195.5	201.3

(2) 訪問入浴介護

延べ利用回数は、平成 26 年度が突出して多くなっていますが、他の年度は約 800 回で推移しています。(図表 3-1-1-3)

要介護度別に延べ利用回数をみると、要介護 4 以外は減少しています。(図表 3-1-1-4)

図表 3-1-1-3 訪問入浴介護の利用状況 (延べ利用回数)



図表 3-1-1-4 訪問入浴介護の要介護度別利用状況

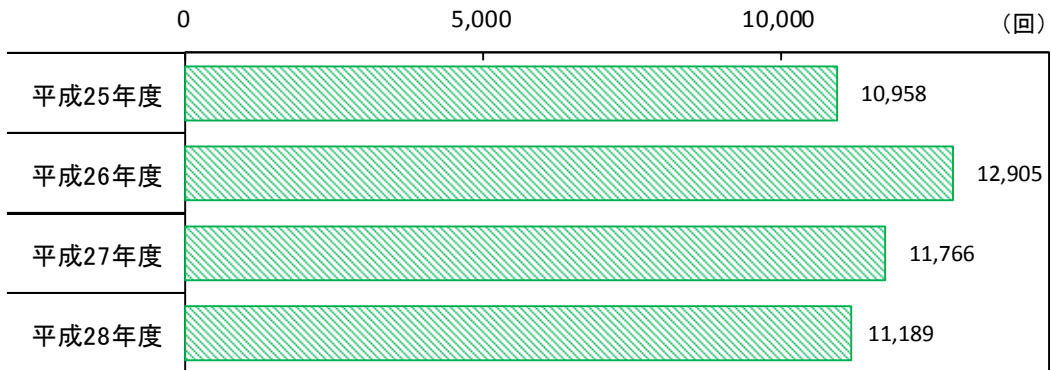
区分	延べ利用回数(回)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1	0	0	0	0.0	0.0	0.0
要支援2	8	0	0	0.2	0.0	0.0
要介護1	2	0	0	0.1	0.0	0.0
要介護2	89	46	69	2.2	1.3	0.7
要介護3	188	95	71	2.1	1.4	1.7
要介護4	259	244	367	4.8	3.9	5.5
要介護5	511	409	297	5.2	6.2	3.9
合計	1,057	794	804	14.5	12.8	11.8

(3) 訪問看護

延べ利用回数は、平成 26 年度に 12,905 回まで増加していましたが、平成 27 年度以降は 11,000 回台と横ばいとなっています。（図表 3-1-1-5）

要介護度別に延べ利用回数をみると、要介護 5 では平成 26 年度に比べて平成 28 年度では約半分に減っています。（図表 3-1-1-6）

図表 3-1-1-5 訪問看護の利用状況（延べ利用回数）



図表 3-1-1-6 訪問看護の要介護度別利用状況

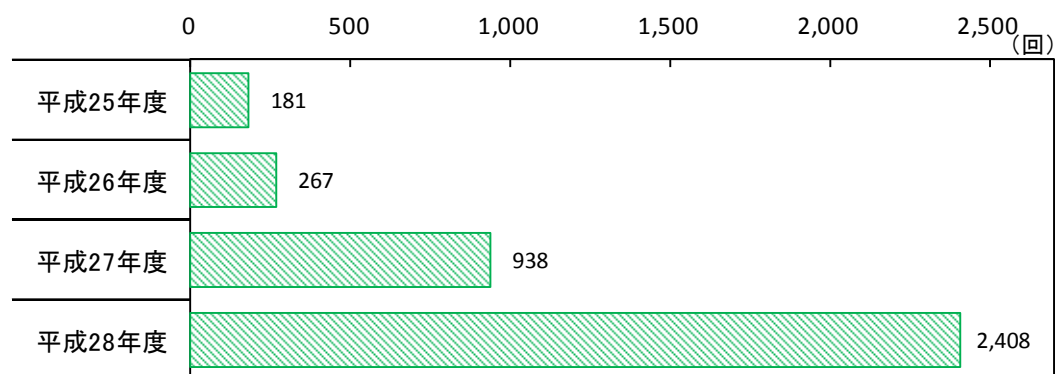
区分	延べ利用回数(回)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1	191	349	156	3.0	5.4	3.8
要支援2	993	806	801	8.2	7.9	9.1
要介護1	1,614	796	1,127	17.6	11.9	17.1
要介護2	2,059	2,757	2,745	20.5	29.3	32.8
要介護3	3,211	2,083	2,493	29.3	21.1	26.6
要介護4	2,206	2,286	2,392	19.3	23.3	26.4
要介護5	2,631	2,689	1,475	20.6	23.0	19.6
合計	12,905	11,766	11,189	118.3	121.9	135.3

(4) 訪問リハビリテーション

延べ利用回数は、平成 27 年度に 938 回まで増加し、さらに平成 27 年度には 2,408 回へと倍以上に増加しています。(図表 3-1-1-7)

要介護度別に延べ利用回数をみると、要介護 2・3 で大きく増加しており、平成 27 年度から平成 28 年度では約 1,500 回増えています。(図表 3-1-1-8)

図表 3-1-1-7 訪問リハビリテーションの利用状況 (延べ利用回数)



図表 3-1-1-8 訪問リハビリテーションの要介護度別利用状況

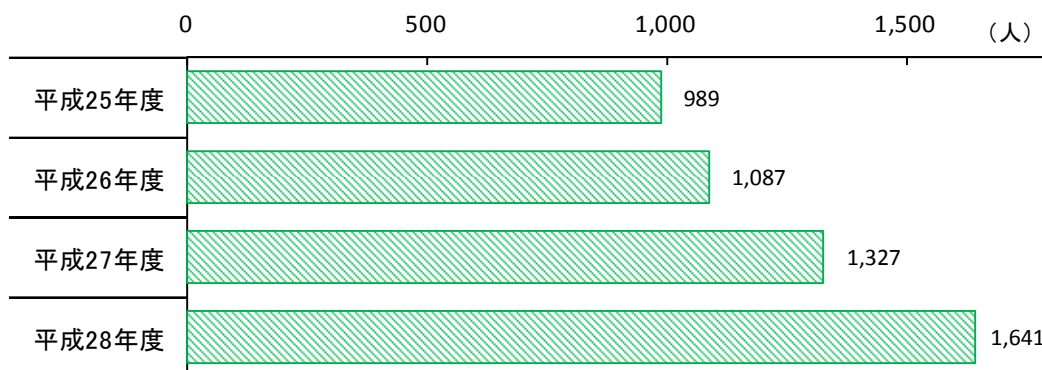
区分	延べ利用回数(回)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1	0	44	36	0.0	0.4	0.3
要支援2	0	93	249	0.0	0.4	1.4
要介護1	0	121	276	0.0	0.7	1.4
要介護2	0	120	588	0.0	0.6	3.8
要介護3	8	181	867	0.1	1.4	4.7
要介護4	9	33	147	0.3	0.3	1.2
要介護5	250	346	245	1.9	2.1	1.8
合計	267	938	2,408	2.3	5.9	14.7

(5) 居宅療養管理指導

延べ利用回数は毎年増加を続け、平成 28 年度には平成 25 年度の 1.6 倍の 1,641 人となっています。(図表 3-1-1-9)

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護 1・4 で大きく増加しており、平成 26 年度から平成 28 年度では約 2 倍増えています。(図表 3-1-1-10)

図表 3-1-1-9 居宅療養管理指導の利用状況(延べ利用人数)



図表 3-1-1-10 居宅療養管理指導の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26 年度	27 年度	28 年度
要支援1	2.2	2.7	4.7
要支援2	4.4	4.4	7.3
要介護1	10.0	11.4	18.3
要介護2	16.6	22.3	25.6
要介護3	21.5	21.1	27.2
要介護4	16.1	24.3	31.1
要介護5	19.8	24.3	22.7
合計	90.6	110.6	136.8

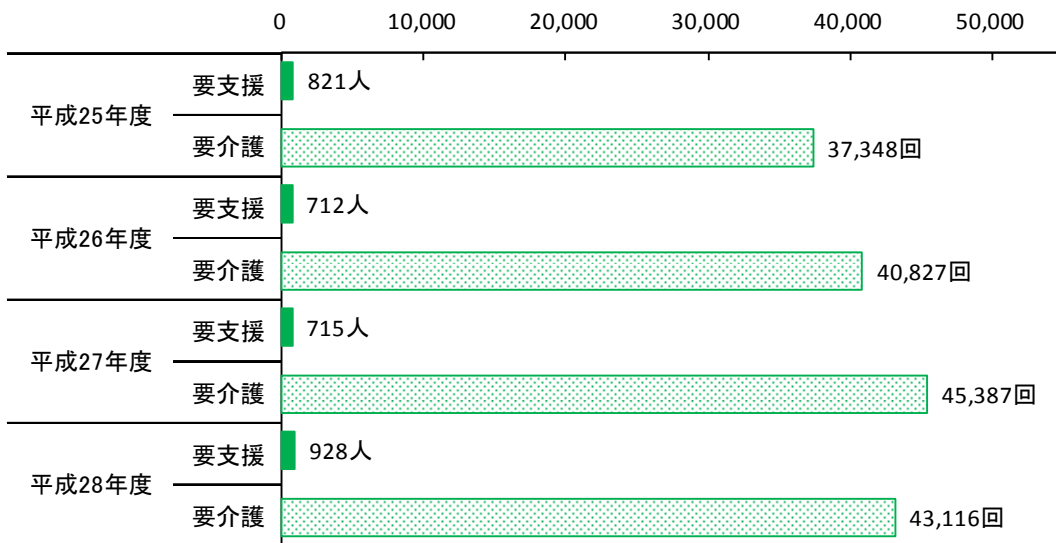
(6) 通所介護

要介護者の延べ利用回数は平成27年度まで増加をしていましたが、平成28年度では約2,000回程度減少し43,116回となっています。(図表3-1-1-11)

要介護度別に延べ利用回数をみると、要介護1～3の利用が多く約8割を占めています。(図表3-1-1-12)

町内に整備されている事業所は図表3-1-1-13のとおりです。

図表3-1-1-11 通所介護の利用状況(要支援：延べ利用人数、要介護：延べ利用回数)



図表3-1-1-12 通所介護の要介護度別利用状況

区分	延べ利用回数(回)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1				17.9	22.1	29.5
要支援2				41.4	37.5	47.8
要介護1	11,651	11,436	10,287	108.7	99.3	91.1
要介護2	13,496	15,398	13,600	107.0	121.4	110.8
要介護3	8,818	10,921	12,119	60.0	78.0	85.9
要介護4	5,238	5,684	5,127	43.8	42.0	36.6
要介護5	1,624	1,947	1,983	12.5	16.8	15.8
合計	40,827	45,387	43,116	391.3	417.1	417.3

図表 3-1-1-13 通所介護の定員数

事業所名	定員(人)
たかのデイサービスセンター	25
デイサービスかがやき	10
デイサービスセンター幸の郷	15
デイサービス・柚子養老	30
白鶴荘デイサービスセンター	25
山口デイサービスセンター	15
養老の郷	50
デイサービスセンター養老「福寿苑」	20
デイサービス空	10
かなやデイサービス	18
デイサービスこすもす花畑	25

(注) 平成 29 年 4 月現在

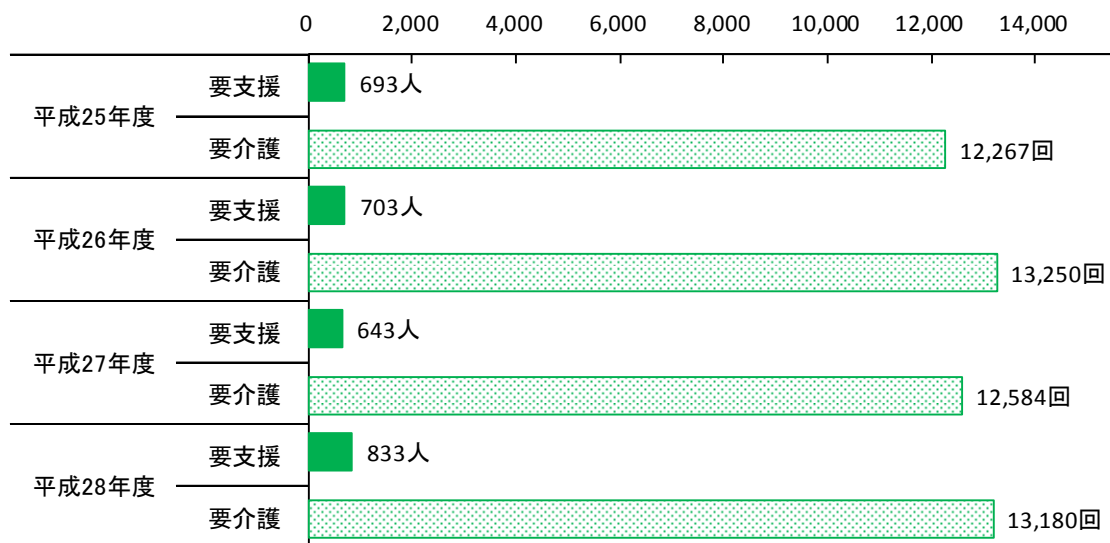
(7) 通所リハビリテーション

要支援者の利用者数は、平成 25 年度以降 600 人台の前半から 800 人台の前半で推移しています。要介護者の延べ利用回数は 12,000 回台から 13,000 回台の前半で推移しています。(図表 3-1-1-14)

要介護度別に延べ利用回数を見ると、要介護 1～3 の利用が多く約 8 割を占めています。また、要介護 5 の重度者は、平成 26 年度以降減少しています。(図表 3-1-1-15)

図表 3-1-1-14 通所リハビリテーションの利用状況

(要支援：延べ利用人数、要介護：延べ利用回数)



図表 3-1-1-15 通所リハビリテーションの要介護度別利用状況

区分	延べ利用回数(回)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1				28.1	22.8	35.8
要支援2				30.5	30.8	33.6
要介護1	3,995	3,464	3,920	35.3	33.4	36.4
要介護2	4,155	4,359	4,283	36.1	41.2	44.3
要介護3	2,924	2,549	2,912	23.4	21.9	23.3
要介護4	1,372	1,447	1,673	12.7	11.7	14.1
要介護5	804	765	392	8.3	9.1	4.8
合計	13,250	12,584	13,180	174.3	170.8	192.3

(8) 短期入所生活介護

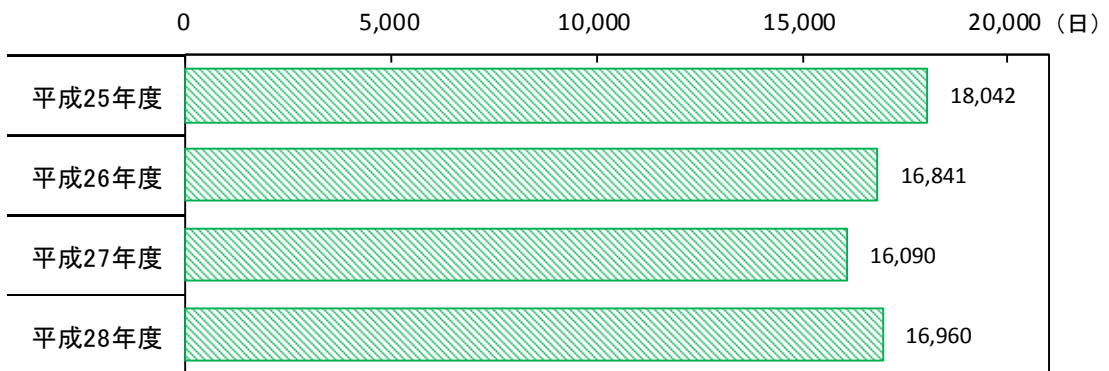
延べ利用日数は、平成 26 年度～平成 28 年度は 16,000 日台で推移しています。

(図表 3-1-1-16)

要介護度別に延べ利用日数をみると、要介護 2～4 の利用が多く、全体の約 7～8 割を占めています。(図表 3-1-1-17)

月平均利用人数は 120～130 人で推移しています。(図表 3-1-1-17)

図表 3-1-1-16 短期入所生活介護の利用状況(延べ利用日数)



図表 3-1-1-17 短期入所生活介護の要介護度別利用状況

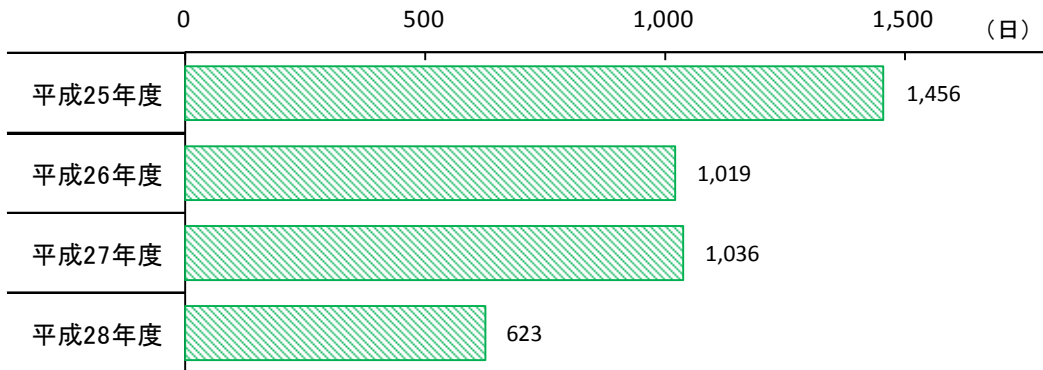
区分	延べ利用日数(日)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1	36	83	60	0.8	2.3	1.0
要支援2	89	49	84	1.6	1.1	1.3
要介護1	1,294	1,034	1,545	16.5	13.6	17.9
要介護2	3,115	3,308	3,361	33.8	28.8	30.0
要介護3	5,956	5,331	5,616	34.1	34.2	38.3
要介護4	4,640	3,816	3,725	28.8	25.6	23.4
要介護5	1,711	2,469	2,569	11.5	14.1	14.1
合計	16,841	16,090	16,960	127.0	119.5	126.0

(9) 短期入所療養介護（介護老人保健施設）

延べ利用日数は、平成26年度～27年度は1,000日台で推移し、平成28年度は623日で平成25年度の半分以下になっています。（図表3-1-1-18）

要介護度別に延べ利用日数をみると、要介護4の利用が多く、全体の約6～8割を占めています。（図表3-1-1-19）

図表3-1-1-18 短期入所療養介護（介護老人保健施設）の利用状況（延べ利用日数）



図表3-1-1-19 短期入所療養介護（介護老人保健施設）の要介護度別利用状況

区分	延べ利用日数(日)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1	0	0	0	0.0	0.0	0.0
要支援2	4	36	0	0.1	0.2	0.0
要介護1	3	27	0	0.1	0.2	0.3
要介護2	10	96	10	0.3	0.3	1.2
要介護3	71	119	56	0.7	0.8	1.3
要介護4	809	602	542	2.8	2.5	3.6
要介護5	122	156	15	0.8	0.8	0.4
合計	1,019	1,036	623	4.6	4.7	6.8

(10) 特定施設入居者生活介護

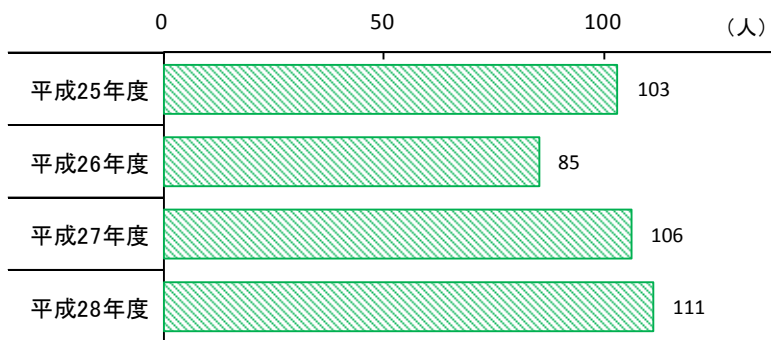
特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している人が介護や支援を必要とした場合、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話をを行うサービスです。延べ利用人数は、やや増加傾向にあります。

(図表 3-1-1-20)

月平均利用人数は、7~9人で推移しています。(図表 3-1-1-21)

平成29年4月現在、本町の人が利用している特定施設は図表 3-1-1-22 のとおりです。

図表 3-1-1-20 特定施設入居者生活介護の利用状況(延べ利用人数)



図表 3-1-1-21 特定施設入居者生活介護の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	1.9	0.1	0.1
要支援2	0.0	0.0	0.0
要介護1	1.7	2.8	3.0
要介護2	0.4	1.0	2.0
要介護3	0.0	0.7	0.2
要介護4	0.1	1.9	2.0
要介護5	3.0	2.4	2.0
合計	7.1	8.8	9.3

表 3-1-1-22 特定施設入居者生活介護の事業所利用者数

事業所	所在地	定員	町利用者数
有料老人ホーム「ベストライフ岐阜」	大垣市	72	3
有料老人ホーム「憩いの里」大垣	大垣市	33	3
ケアハウス オークヒルズ各務野	各務原市	50	1
京都ゆうゆうの里	京都府	520	1
ハッピーライフ大垣	大垣市	10	1
特定施設 ピーターラビットの家	愛知県	24	1
合計			10

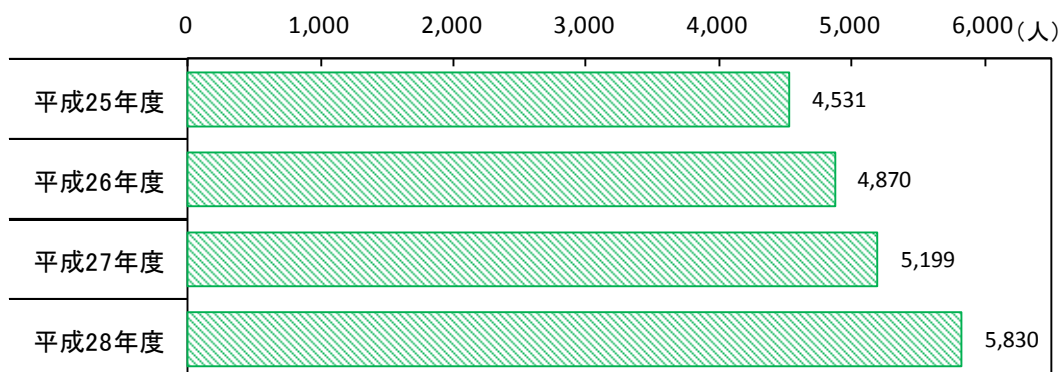
(注) 平成29年4月現在

(11) 福祉用具貸与

延べ利用人数は毎年増加を続け、平成 28 年度には平成 25 年度の約 1.3 倍の 5,830 人となっています。(図表 3-1-1-23)

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護 2・3 の利用が多く、全体の約 5 割を占めています。(図表 3-1-1-24)

図表 3-1-1-23 福祉用具貸与の利用状況 (延べ利用人数)



図表 3-1-1-24 福祉用具貸与の要介護度別利用状況

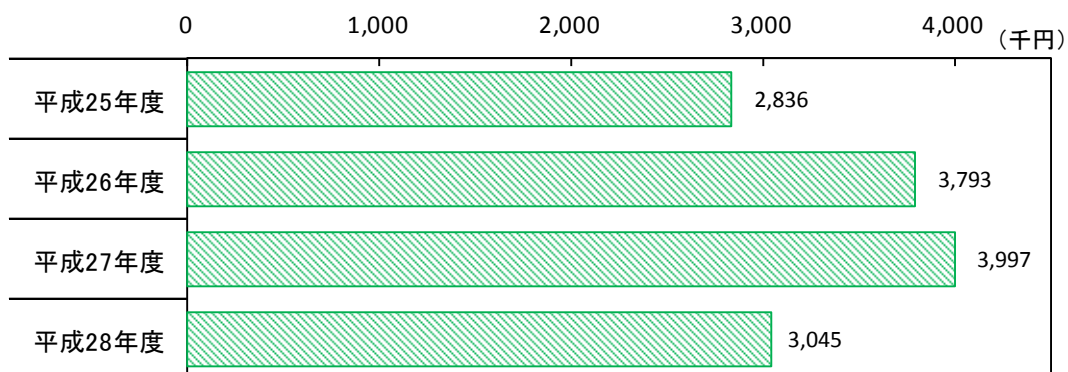
区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	15.8	23.6	33.7
要支援2	47.2	49.0	56.8
要介護1	43.3	44.6	58.5
要介護2	115.5	122.0	122.5
要介護3	88.1	91.8	105.8
要介護4	62.9	64.1	71.5
要介護5	33.1	38.3	37.2
合計	405.8	433.3	485.8

(12) 福祉用具購入費

給付費は平成 27 年度まで増加を続け 3,997 千円となっていますが、平成 28 年度に 3,045 千円と減少しています。(図表 3-1-1-25)

要介護度別に給付費をみると、要介護5の平成 28 年度は平成 27 年度の約 3 割になっています。(図表 3-1-1-26)

図表 3-1-1-25 福祉用具購入費の利用状況 (給付)



図表 3-1-1-26 福祉用具購入費の要介護度別利用状況

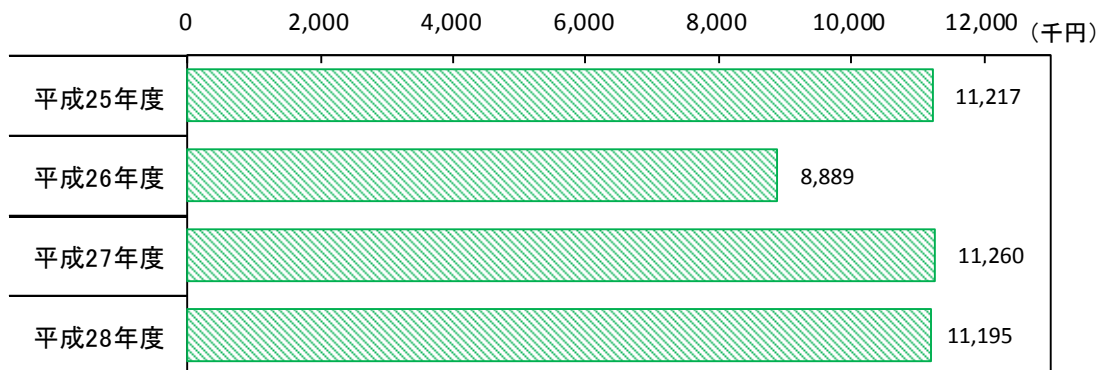
区分	給付額(千円)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	121	316	149
要支援2	343	646	324
要介護1	597	634	572
要介護2	1,068	1,084	812
要介護3	562	526	687
要介護4	864	456	388
要介護5	239	336	114
合計	3,793	3,997	3,045

(13) 住宅改修費

給付費は平成26年度に8,889千円と下がっていますが、他の年度は11,000千円台で推移しています。(図表3-1-1-27)

要介護度別に給付費をみると、要介護4・5の利用は低く1割程度になっています。(図表3-1-1-28)

図表3-1-1-27 住宅改修費の利用状況(給付)



図表3-1-1-28 住宅改修費の要介護度別利用状況

区分	給付額(千円)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	1,175	1,766	1,887
要支援2	1,611	1,490	1,282
要介護1	2,049	2,221	2,366
要介護2	2,501	2,987	2,742
要介護3	746	1,241	1,810
要介護4	535	1,225	677
要介護5	272	330	430
合計	8,889	11,260	11,195

2. 地域密着型サービス

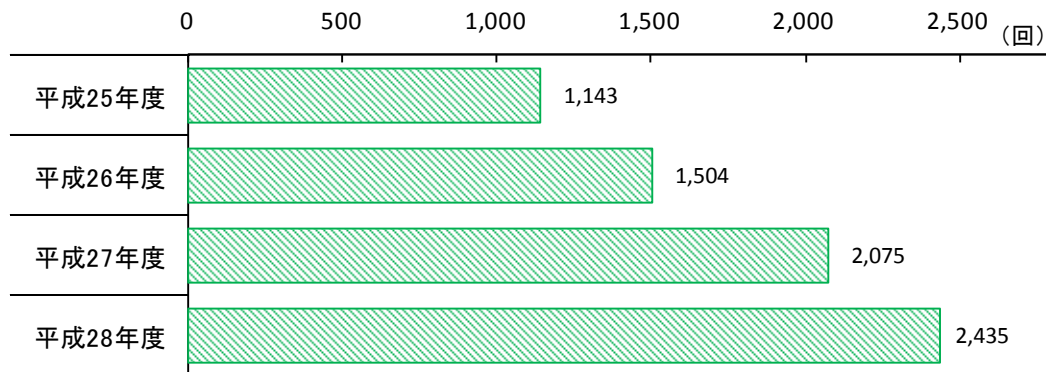
(1) 認知症対応型通所介護

延べ利用回数は毎年増加を続け、平成 28 年度には平成 25 年度の約 2.1 倍の 2,435 回となっています。(図表 3-1-2-1)

要介護度別に延べ利用回数をみると、平成 28 年度には要介護 2～4 の利用が多く、全体の約 9 割以上を占めています。(図表 3-1-2-2)

本町には、平成 29 年 4 月現在、定員 12 人の「デイサービスくるみ」が整備されています。(図表 3-1-2-3)

図表 3-1-2-1 認知症対応型通所介護の利用状況(延べ利用回数)



図表 3-1-2-2 認知症対応型通所介護の要介護度別利用状況

区分	延べ利用回数(回)			月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
要支援1	4	0	0	0.1	0.0	0.0
要支援2	0	0	0	0.0	0.0	0.0
要介護1	371	417	127	2.0	2.7	1.6
要介護2	235	623	603	2.3	4.5	4.6
要介護3	762	802	1,460	4.0	4.4	7.3
要介護4	132	233	245	0.8	1.3	1.4
要介護5	0	0	0	0.0	0.0	0.0
合計	1,504	2,075	2,435	9.2	12.8	14.9

図表 3-1-2-3 認知症対応型通所介護の定員数および登録者数

事業所	所在地	定員	町利用者数
デイサービスくるみ	養老町	12	15

(注) 平成 29 年 4 月現在

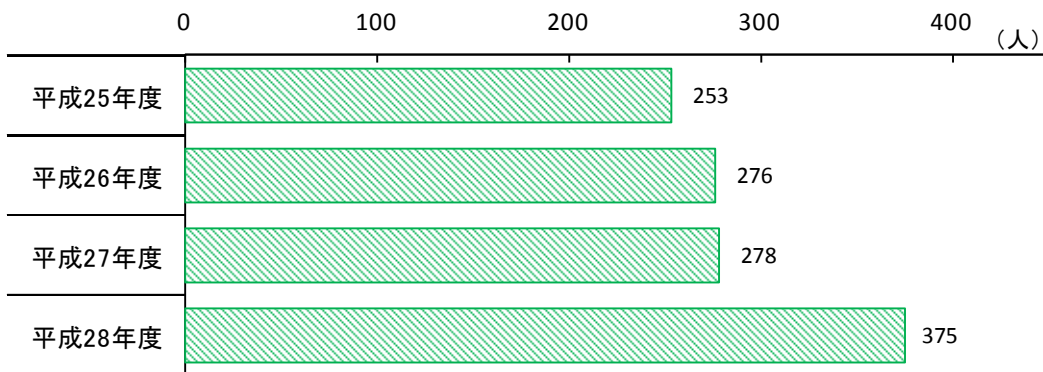
(2) 小規模多機能型居宅介護

延べ利用人数は、平成 27 年度までは 200 人台後半で推移していましたが、平成 28 年には 375 人と多くなっています。(図表 3-1-2-4)

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護3の利用が増えており、平成 26 年度から 28 年度では 1.6 倍となっています。(図表 3-1-2-5)

本町には、平成 29 年 4 月現在、定員 29 人の「小規模多機能ホームつばきの郷」が整備されています。(図表 3-1-2-6)

図表 3-1-2-4 小規模多機能型居宅介護の利用状況(延べ利用人数)



図表 3-1-2-5 小規模多機能型居宅介護の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	0.0	0.3	0.1
要支援2	0.7	0.0	0.1
要介護1	4.6	4.4	5.3
要介護2	5.4	5.8	5.4
要介護3	6.8	7.2	11.3
要介護4	1.9	2.1	4.1
要介護5	3.6	3.4	5.0
合計	23.0	23.2	31.3

図表 3-1-2-6 小規模多機能型居宅介護の定員数および登録者数

事業所	所在地	定員	町の登録者数
小規模多機能ホームつばきの郷	養老町	29	30
もやいの家チクタク	瑞穂市	24	2
合計			32

(注) 平成 29 年 4 月現在

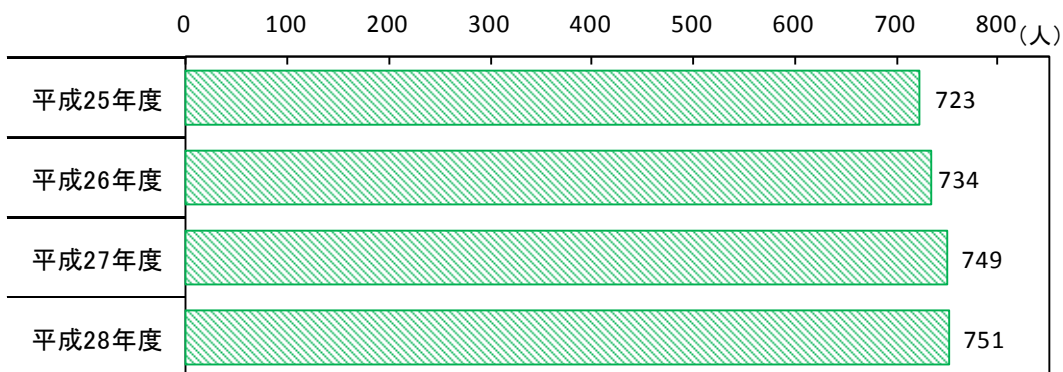
(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

延べ利用人数は、700人台で推移しています。（図表 3-1-2-7）

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護2～4の利用が多く、全体の7割以上を占めています。（図表 3-1-2-8）

平成29年4月現在、本町の人が利用している事業所は図表 3-1-2-9 のとおりです。

図表 3-1-2-7 認知症対応型共同生活介護の利用状況（延べ利用人数）



図表 3-1-2-8 認知症対応型共同生活介護の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	0.0	0.0	0.0
要支援2	0.0	0.0	0.0
要介護1	8.0	7.7	6.8
要介護2	13.0	12.3	15.3
要介護3	18.9	17.6	17.8
要介護4	13.2	16.2	13.4
要介護5	8.1	8.7	9.4
合計	61.2	62.4	62.6

図表 3-1-2-9 認知症対応型共同生活介護の事業所別利用者数

事業所	所在地	定員	町利用者数
グループホームおあしす養老	養老町	9	9
グループホームうれし家	養老町	18	18
グループホームこすもすの森	養老町	18	17
グループホーム・柚子養老	養老町	18	18
グループホームくるみ	養老町	18	
合計			62

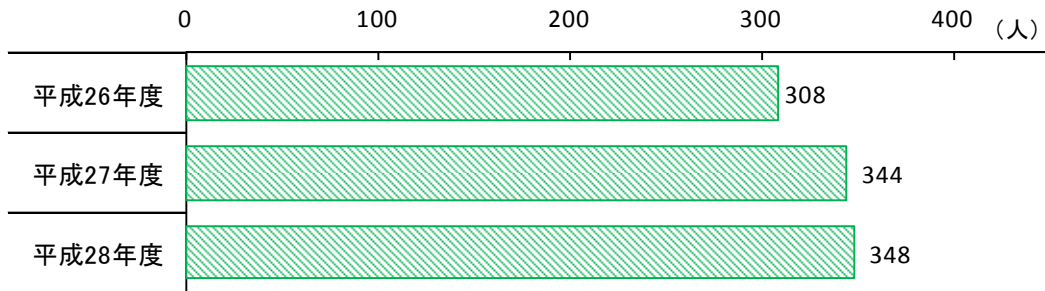
(注) 平成29年5月現在

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

延べ利用人数は300人台で推移しています。(図表3-1-2-10)

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護3が多く全体の約4～5割を占めています。(図表3-1-2-11)

図表3-1-2-10 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用状況(延べ利用人数)



図表3-1-2-11 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	0.0	0.0	0.0
要支援2	0.0	0.0	0.0
要介護1	0.0	0.0	0.0
要介護2	6.3	3.2	1.8
要介護3	10.5	15.3	15.8
要介護4	7.5	7.4	9.8
要介護5	1.4	2.8	1.6
合計	25.7	28.7	29.0

図表3-1-2-12 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所別利用者数

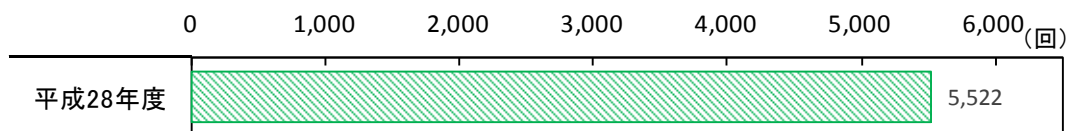
事業所名	所在地	定員	町利用者数
特別養護老人ホーム養老長屋	養老町	29	29
特別養護老人ホーム八幡の杜	養老町	20	
合計			29

(5) 地域密着型通所介護

平成28年度の延べ利用回数は5,552回でした。(図表3-1-2-13)

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護1・2が多く全体の約7割を占めています。(図表3-1-2-14)

図表3-1-2-13 地域密着型通所介護の利用状況(延べ利用回数)



図表3-1-2-14 地域密着型通所介護の要介護度別利用状況

区分	延べ利用回数(回)	月平均利用人数(人)
	28年度	28年度
要介護1	2,096	19.0
要介護2	2,023	19.9
要介護3	431	6.1
要介護4	692	5.1
要介護5	280	2.3
合計	5,522	52.4

3. 施設サービス

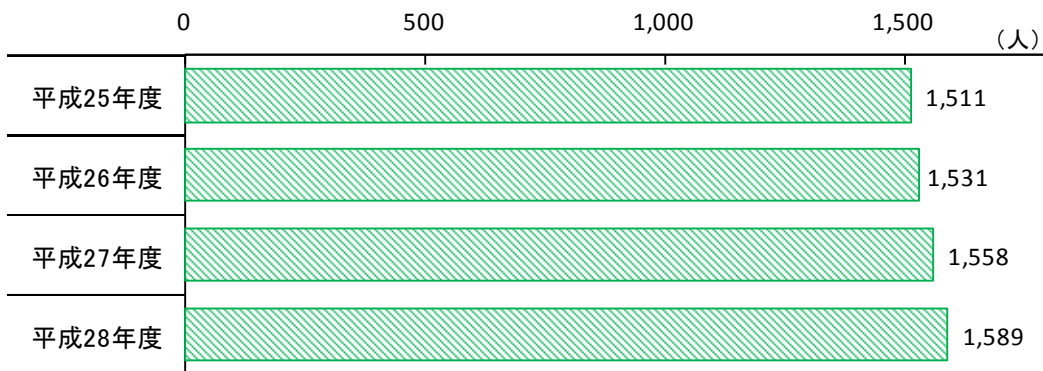
(1) 介護老人福祉施設

延べ利用人数は 1,500 人台で推移しています。(図表 3-1-3-1)

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護 3~5 の利用が多く、全体の約 8~9 割を占めています。(図表 3-1-3-2)

平成 29 年 4 月現在、本町の人が利用している施設は図表 3-1-3-3 のとおりです。本町には定員 90 人の「特別養護老人ホーム白鶴荘」が整備されています。

図表 3-1-3-1 介護老人福祉施設の利用状況(延べ利用人数)



図表 3-1-3-2 介護老人福祉施設の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要介護1	3.1	1.2	0.0
要介護2	14.8	7.2	2.6
要介護3	32.1	33.8	32.2
要介護4	40.6	42.6	51.6
要介護5	37.1	45.2	46.1
合計	127.6	129.8	132.4

図表 3-1-3-3 介護老人福祉施設の事業所別利用者数

単位：人

事業所	所在地	定員	町利用者数
特別養護老人ホーム白鶴荘	養老町	90	64
特別養護老人ホーム友和苑	大垣市	80	13
特別養護老人ホーム清心苑	大垣市	160	9
大垣市くすのき苑	大垣市	100	2
特別養護老人ホーム長寿の里・南濃	海津市	100	24
特別養護老人ホームゆのきがわ	垂井町	80	4
特別養護老人ホームハピネスピラ	輪之内町	60	13
サンビレッジ新生苑	池田町	139	3
特別養護老人ホームまほろば	大野町	50	1
特別養護老人ホームコート・スマイル	岐阜市	100	1
特別養護老人ホームサンビレッジ瑞穂	瑞穂市	72	1
鈴鹿特別養護老人ホームかなしょうず園	鈴鹿市	80	1
特別養護老人ホーム第二大和の里	稲沢市	110	1
特別養護老人ホームパサーダ	大垣市	80	1
特別養護老人ホーム美輝苑	羽島市	50	1
合 計			139

(注) 平成 29 年 4 月現在

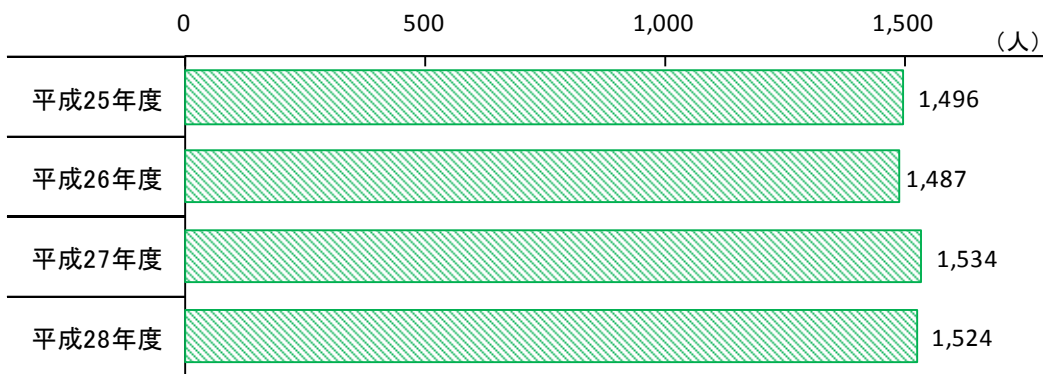
(2) 介護老人保健施設

延べ利用人数は、1,400 人台後半～1,500 人台前半で推移しています。（図表 3-1-3-4）

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護 3・4 の利用が多く、全体の約 5～6割を占めています。（図表 3-1-3-5）

平成 29 年 4 月現在、本町の人が利用している施設は図表 3-1-3-6 のとおりです。本町には定員 100 人の「養老の郷」が整備されています。

図表 3-1-3-4 介護老人福祉施設の利用状況（延べ利用人数）



図表 3-1-3-5 介護老人福祉施設の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26 年度	27 年度	28 年度
要介護1	10.4	7.1	5.8
要介護2	21.9	22.2	22.3
要介護3	31.1	32.1	35.5
要介護4	35.0	41.3	40.3
要介護5	25.5	25.3	23.0
合計	123.9	127.8	127.0

図表 3-1-3-6 介護老人保健施設の事業所別利用者数

単位：人

事業所	所在地	平成 29 年 4 月	
		定員	町利用者数
養老の郷	養老町	100	65
老人保健施設西濃	大垣市	127	6
老人保健施設サツヴァの園	大垣市	100	26
老人保健施設セイ・ウインド大垣	大垣市	100	1
老人保健施設大樹	大垣市	96	3
老人保健施設輪之内ビラ	輪之内町	70	7
老人保健施設カワムラコート	岐阜市	200	1
松波総合病院介護老人保健施設	笠松町	146	1
老人保健施設康陽	名古屋市	72	1
介護老人保健施設ひきやま	名古屋市	100	1
老人保健施設寺田ガーデン	岐阜市	100	1
介護老人保健施設プラザ21おおの	大野町	72	1
介護老人保健施設仙寿苑	本巣市	70	1
老人保健施設おうじゅ	垂井町	60	1
合 計			116

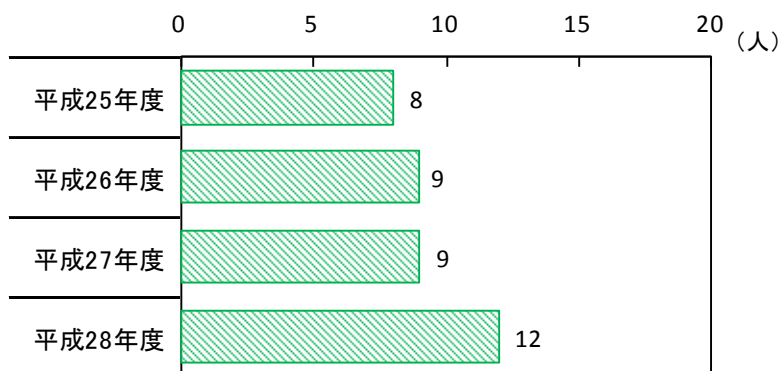
(3) 介護療養型医療施設

延べ利用人数は10人前後で推移しています。(図表3-1-3-7)

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護5の利用者でほぼ占められています。(図表3-1-3-8)

平成29年4月現在の利用者は1人(要介護5)で、神戸町の「黒川胃腸科外科クリニック」を利用しています。

図表3-1-3-7 介護療養型医療施設の利用状況(延べ利用人数)



図表3-1-3-8 介護療養型医療施設の要介護度別利用状況

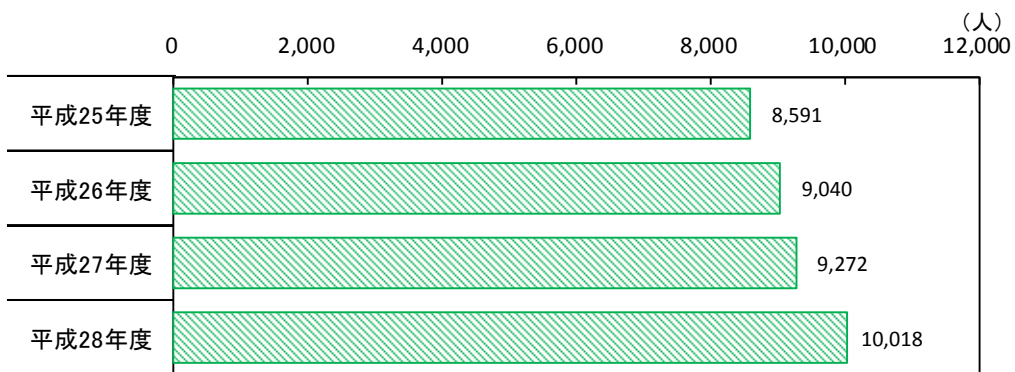
区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要介護1	0.0	0.0	0.0
要介護2	0.0	0.0	0.0
要介護3	0.0	0.0	0.0
要介護4	0.0	0.3	0.0
要介護5	0.8	0.5	1.0
合計	0.8	0.8	1.0

4. 居宅介護支援

延べ利用人数は毎年増加を続け、平成28年には10,018人となっています。（図表3-1-4-1）

要介護度別に月平均利用人数をみると、要介護1～3の利用が多く、全体の約6割を占めています。（図表3-1-4-2）

図表 3-1-4-1 居宅介護支援の利用状況（延べ利用人数）



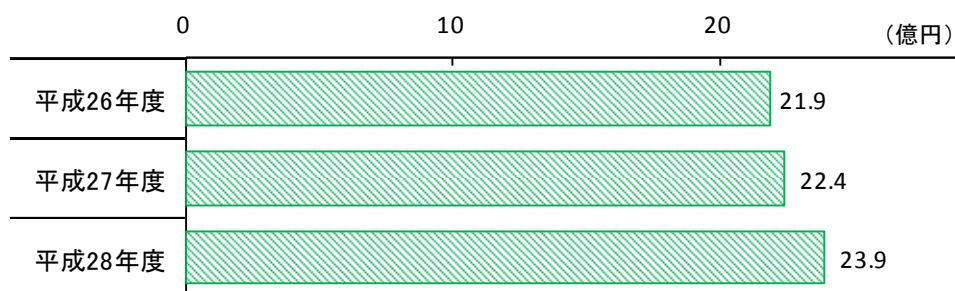
図表 3-1-4-2 居宅介護支援の要介護度別利用状況

区分	月平均利用人数(人)		
	26年度	27年度	28年度
要支援1	67.8	69.5	84.8
要支援2	98.9	96.1	108.5
要介護1	167.0	151.8	166.4
要介護2	178.0	198.8	199.8
要介護3	124.8	131.8	151.7
要介護4	77.7	80.2	85.3
要介護5	39.3	44.6	38.4
合計	753.3	772.7	834.8

5. 給付費

平成28年度の総給付費は23.9億円となっています。平成27年度は0.5億円、平成28年度は1.5億円増と平成28年度の増加が多くなっています。(図表3-1-5-1)

図表 3-1-5-1 給付費



第2節 地域支援事業

I 介護予防事業

1. 二次予防事業

(1) 二次予防事業対象者把握事業

事業の対象者を、訪問活動や関係機関からの連絡、本人・家族・地域住民等の連絡などから把握しました。

(2) 通所型介護予防事業

① 運動機能向上「いきいきお達者教室」

二次予防事業対象者に、ストレッチや柔軟性を高める運動、筋力を高める運動などの「運動器の機能向上プログラム」を実践しました。

図表 3-2-1-1 いきいきお達者教室の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参 加 者 数(人)	37	18	18	9
延 べ 参 加 者 数 (人)	241	200	186	104
開 催 回 数(回/年)	16	12	12	12

② 口腔機能向上「いきいき健口教室」

二次予防事業対象者に、生活機能の維持・向上、要支援・要介護状態に陥ることの予防を目的に、口腔機能の向上と低栄養改善についての講義と実践をしました。

図表 3-2-1-2 いきいき健口教室の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参 加 者 数(人)	15	16	22	14
延 べ 参 加 者 数 (人)	26	43	108	59
開 催 回 数(回/年)	3	3	6	5

③ まるごと介護予防教室

運動機能向上「いきいきお達者教室」と口腔機能向上「いきいき健口教室」の内容を見直し、高齢者の自立した生活の維持・向上、要支援・要介護状態に陥ることの予防を目的に運動、口腔機能、栄養改善、認知症予防についての講義と実践をしました。平成 28 年度は延べ 108 人が参加しました。

図表 3-2-1-3 まるごと介護予防教室の実績

区 分	平成 28 年度
参 加 者 数(人)	20
延 べ 参 加 者 数 (人)	108
開 催 回 数(回/年)	7

2. 一次予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

① 出前講座

介護予防の知識の普及・啓発、介護予防について意識を高めることを目的に、各地域において出前講座を開催しました。利用者数は平成 25 年度の 875 人をピークとして減少していますが、平成 28 年度には実施回数の増加が見られ、496 人となっています。

図表 3-2-1-4 出前講座の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利 用 者 数(人)	571	875	695	500	496
開 催 回 数(回/年)	15	18	25	16	21

② 認知症サポーター養成講座

認知症の人や家族を各々の生活場面でサポートする「認知症サポーター」を養成するため、キャラバン・メイト研修を受けた人が住民や職域の集まりなどに出向いて、認知症サポーター養成講座を開催しています。

参加者は平成26年度から増加し、平成26年度から平成28年度は各年度約300人が受講しています。

図表3-2-1-5 認知症サポーター養成講座の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
認知症サポーター養成講座 開催回数(回/年)	0	1	10	9	9
認知症サポーター 人 数(人)	0	25	254	305	256

③ 脳の健康教室

認知症予防のため、簡単な計算や音読など脳の働きを活性化させるプログラムを、学習サポーターの協力を得ながら実施しました。平成 27 年度は 23 回開催し、延べ 389 人が参加しました。

図表3-2-1-6 脳の健康教室の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参 加 者 数(人)	18	20	20	20
延 べ 参 加 者 数 (人)	363	375	406	389
開 催 回 数(回/年)	20	20	24	23

④ レッツ！！脳健クラブ

脳の健康教室の内容を見直し、脳の活性化につながる「計画を立てる」、「運動」、「料理」、「音楽」などの実践を通し、認知症予防に取り組みました。平成28年度は延べ93人が参加しました。

図表 3-2-1-7 レッツ！！脳健クラブの実績

区 分	平成 28 年度
参 加 者 数(人)	20
延 べ 参 加 者 数 (人)	93
開 催 回 数(回/年)	6

⑤ いきいきすこやかシニア体操教室

高齢者の体力の維持・増進を図るため、いきいきすこやかシニア体操を実施しました。教室の参加を通じて介護予防の大切さや運動を継続していくことの重要性を学びました。平成27年度は延べ301人が参加しました。

図表3-2-1-8 いきいきすこやかシニア体操教室の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参 加 者 数(人)	40	50	53	44
延 べ 参 加 者 数 (人)	164	500	475	301
開 催 回 数(回/年)	6	14	14	12

⑥ ロコモ予防教室

高齢者の生活機能の維持・向上を目的に教室の参加を通して、介護予防の大切さや継続して行う事の重要性を学びました。特に、ロコモティブシンドローム（運動器症候群。略称：ロコモ）に着目し、筋力・柔軟性等の向上、転倒予防のためのバランスを養う運動等の実施をしました。平成27年度は延べ79人が参加しました。

図表 3-2-1-9 ロコモ予防教室の実績

区 分	平成 27 年度
参 加 者 数(人)	20
延 べ 参 加 者 数 (人)	79
開 催 回 数(回/年)	6

⑦ 足・脳いきいき教室

いきいきすこやかシニア体操教室とロコモ予防教室の内容を見直し、筋力、柔軟性等の向上のためのストレッチや筋力トレーニングを実施しました。また、認知機能向上のための運動も取り入れて実施しました。平成28年度は延べ86人が参加しました。

図表 3-2-1-10 足・脳いきいき教室の実績

区 分	平成 28 年度
参 加 者 数(人)	17
延 べ 参 加 者 数 (人)	86
開 催 回 数(回/年)	8

⑧ 出張型運動教室

老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン等の団体（原則10名～30名程度）を対象に、運動を主とした介護予防に関する講義及び介護予防体操の実施とその振り返りを行いました。平成28年度には申込団体が3団体に減少し、延べ参加者数も90人に減少しました。

図表 3-2-1-11 出張型運動教室の実績

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度
参 加 団 体 数 (人)	5	3
延 べ 参 加 者 数 (人)	221	90

⑨ 巡回型認知症講座及び二次検査

平成29年度、認知症の正しい知識の普及啓発及び早期発見を目的とした講座を町内各公民館等にて実施しました。認知症サポート医による講話、地域包括支援センター職員によるレクリエーション、タッチパネル（もの忘れが始まっている可能性について点数で判定できる機器）の体験を行い、詳細な検査が必要な人には、二次検査を実施し、医療機関の受診勧奨や介護予防教室の参加勧奨を行いました。

Ⅱ 包括的支援事業

1. 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者把握事業により把握した対象者のうち、二次予防事業として介護予防事業の利用を希望する者に対しては、次のような手順で介護予防ケアマネジメントを行いました。

①一次アセスメント → ②介護予防ケアプランの作成 → ③サービスの提供
→ ④サービス提供後の再アセスメント → ⑤評価

また、要支援者については、予防給付に関するケアマネジメントを行いました。

平成 28 年度の介護予防ケアマネジメント事業の利用実人数は 108 人となっています。

図表3-2-2-1 介護予防ケアマネジメント事業の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
作 成 件 数(件)	889	1,009	910	839	926
利 用 実 人 数(人)	125	122	105	103	108

2. 総合相談支援事業

相談件数は増加傾向にあり、平成 28 年度は 344 件になっています。内容別にみると「介護や介護保険等福祉に関する相談」が多数を占めています。

図表3-2-2-2 総合相談支援事業の実績

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護や介護保険等福祉に関する相談	132	148	228	250	279
健康や病気など保健医療に関する相談	11	12	30	26	22
その他の相談	32	98	51	39	43
計	175	258	309	315	344

3. 一般介護予防事業

平成29年度からは、介護保険法の改正によりこれまでの一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直し、介護予防を機能強化するため、新たな「一般介護予防事業」に再編し、事業を展開してまいります。

4. 権利擁護事業

権利擁護に関する相談としては、「高齢者虐待」「権利擁護・成年後見」に関する内容が多くなっています。必要に応じて適切なサービスや制度の利用につなげています。

図表3-2-2-3 権利擁護事業の実績

単位：件

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高齢者虐待に関する相談	5	23	21	20	17
権利擁護・成年後見に関する相談	3	13	25	38	63
消費者被害に関する相談	3	1	3	2	5
計	11	37	49	60	85

5. 包括的・継続的マネジメント事業

福祉・保健・医療など地域の社会資源との連絡・調整を行うとともに、居宅介護支援事業者連絡協議会と連携して、困難事例への対応などケアマネジャーの後方支援等を行っています。

Ⅲ 任意事業

1. 介護給付等費用適正化事業

保険者機能・権限が強化されたことに伴い、事業所に対する指導を強める一方、国保連合会の給付適正化システムを活用し、不正請求などに対する事業所のチェックを行い、介護給付の適正化に努めています。

2. 家族介護支援事業

(1) 家族介護慰労金支給事業

要介護4・5の認定者を在宅で介護している家族に対して、1か月5,000円の慰労金を支給しています。これまで、居宅の介護保険サービスを利用していないこと、町民税非課税世帯であることが要件で支給をしています。

(2) 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、GPSを利用して高齢者を探索する認知症高齢者見守り事業を行っています。平成25年度は1件の利用がありました。

3. その他事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、身寄りのない重度の認知症高齢者に対する成年後見制度申し立ておよび申し立てに要する経費等を支援し制度利用を促進するものです。平成 24 年度から平成 28 年度の利用実績はありません。

(2) 地域自立生活支援事業

① 生活管理指導員派遣事業

介護保険の対象にならない概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに、社会福祉協議会に委託して、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、日常生活の指導、支援を行っています。延べ利用者数、延べ利用回数ともに減少傾向にあり、平成 28 年度の延べ利用者数は 36 人、延べ利用回数は 98 回となっています。

図表3-2-3-1 生活管理指導員派遣事業の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延べ利用者数(人)	46	36	42	36	36
延べ利用回数(回)	116	123	132	114	98

② 生活管理指導短期宿泊事業

生活管理指導短期宿泊事業は、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなどいわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホームなどを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うサービスです。平成 24 年度から平成 28 年度の利用実績はありません。

(3) 介護用品の支給（日常生活用品等購入費助成事業）

要介護状態の在宅高齢者に対して、介護用品（紙おむつ等）を購入した際に、所得状況や利用者の状態などに応じて助成を行いました。利用者は 150 人台で推移しており、平成 28 年度の補助金額は約 270 万円となっています。

図表3-2-3-2 介護用品の支給（日常生活用品等購入費助成事業）の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数(人)	157	153	150	151	153
補助金額(円)	3,199,670	3,099,688	3,133,458	2,760,845	2,725,606

第3節 福祉サービス

1. 介護予防・生活支援事業

(1) ふれあいいいきいきサロン

社会福祉協議会では、介護保険の対象にならない比較的元気な高齢者などを対象に、健康チェックや会食、趣味活動などを地区の集会施設を利用して行う「ふれあいいいきいきサロン」を実施しています。参加者は平成26年度に約10倍と増加し、平成28年度は37の地域で開催され、9,084人が利用しました。「仲間づくり・出会いの場・健康づくりサロン」は、ご近所の方がコミュニケーションを図ることを目的とし、高齢者、子育て中の親等が交流する場となっています。

図表3-3-1-1 ふれあいいいきいきサロンの実績（社協）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数(人)	730	778	7,957	7,048	9,084
開催場所(か所)	33	35	32	35	37

(2) 食事サービス

① 配食サービス

民間委託により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、毎週2回水・金曜日に昼食を配達し、栄養面からの健康の維持・増進と安否確認を行っています。1回当たりの自己負担額は450円です。

実利用者数および延べ配食数のどちらも減少しており、平成28年度は実利用者数4人、延べ配食数265食となっています。

図表3-3-1-2 配食サービスの実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実利用者数(人)	10	11	11	5	4
延べ利用者数(人)	120	75	70	50	40
延べ配食数(食)	754	531	453	298	265
1食当たり利用者負担(円)	450	450	450	450	450

② 社会福祉協議会の配食サービス

社会福祉協議会では、食事ボランティアの協力を得て、75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、年3回配食サービスを実施しています。延べ配食数は年々増加しています。

図表3-3-1-3 社会福祉協議会での配食サービスの実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数(回)	3	3	3	3	3
延べ配食数(食)	778	796	792	834	862

③ 支部社会福祉協議会の会食サービス

養老町内 10 地区に設けられている支部社協では、75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、地域で会食サービスを実施しています。

図表3-3-1-4 支部社協での会食サービスの実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数(回)	7	10	10	8	9
延べ利用者数(人)	389	355	346	333	372

(3) 緊急通報システム

見守りが必要なひとり暮らし高齢者などに対して、病気などの緊急事態に速やかに対応し、生活の安全を図るため、ペンダント型の無線発信器を備えたシルバーホンを貸与しています。このシステムは、高齢者が緊急連絡ボタンを押すと、養老消防署に連絡が入り、近隣の協力員に確認要請が入ります。そして、協力員が高齢者の容態を確認し、必要があれば、消防署に救助要請するシステムです。

図表3-3-1-5 緊急通報システムの実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数(人)	219	216	213	215	218

(4) 友愛訪問活動

社会福祉協議会では、支部社協の役員の協力を得て、年1回、75歳以上のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者などの家庭を訪問し、安否確認や悩みなどの相談を受けています。

図表3-3-1-6 友愛訪問活動の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問件数(回)	585	588	610	702	675

(5) 福祉用具（介護保険以外）の貸与

社会福祉協議会では、介護保険以外のサービスとして、介護ベッド、車いす、シルバーカーを貸与しています。近年は介護ベッドの貸与実績はありません。

図表3-3-1-7 福祉用具（介護保険以外）の貸与の実績

単位：台

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
車 い す	52	58	38	28	32
シ ル バ ー カ ー	475	501	374	309	319

(6) 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会では、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人に対し、日常の金銭管理サービス、福祉サービス利用援助や書類等の預かりサービスによる権利擁護を通じて日常生活を支援しています。平成28年度は4人が利用しています。

図表3-3-1-8 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数(人)	6	6	6	4	4

(注) 年度末累計利用者数。

2. 施設利用の状況

(1) 養護老人ホーム

平成28年4月現在、養護老人ホームへは、西濃清風園を中心に4人が入所しています。この数年は5人前後で推移しています。

図表3-3-2-1 養護老人ホーム入所者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数(人)	5	4	4	5	4

(注) 各年4月1日現在

図表3-3-2-2 養護老人ホーム入所者の状況

施設名	所在地	平成26年4月		平成29年4月	
		定員(人)	本町の入所者数(人)	定員(人)	本町の入所者数(人)
西濃清風園	垂井町	50	3	50	3
福寿園	愛知県田原市	80	1	80	1
計			4		4

(注) 各年4月1日現在

(2) 老人福祉センター

町内には、A・B型の老人福祉センターが整備されています。利用者はやや減少傾向にあり、平成28年度は約13,000人となっています。

図表3-3-2-3 老人福祉センターの概要

種別	設置年月	所在地	施設内容	事業内容
A型	昭和57.11	高田	機能回復訓練室 生活相談室 栄養指導室	職員数 5人(社協指定管理) ①生活相談・健康相談 ②機能回復訓練の実施
B型	昭和58.3	三神町	図書室、浴室 機能回復訓練室 生活相談室 栄養指導室	③教養講座の実施 など 職員数 1人 ①生活相談 ②教養講座の実施 など

図表3-3-2-4 老人福祉センターの利用者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数(人)	16,301	14,364	14,229	13,557	13,321

3. 社会参加・生きがい活動の状況

(1) シルバー人材センター

高齢者が就業を通して自己の労働能力を活かし、生きがいをもって社会参加ができるよう、社団法人養老町シルバー人材センターが設立されています。

平成28年度の実績では、延べ就労日数が22,274日、就労実人員が215人、契約金額が約1億2千万円となっています。就労実人員1人当たりの年間就労日数は103.6日で、配分金は約47万6千円です。

図表3-3-3-1 シルバー人材センターの登録状況等

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
登録者数(人)	229	217	211	212	206
男	160	156	151	152	146
女	69	61	60	60	60
受注件数(件)	750	852	794	905	863
公共事業	48	68	81	75	72
民間事業	145	157	134	172	188
一般家庭	557	627	579	658	603
延べ就労日数(日)	23,468	23,662	21,846	23,033	22,274
就労実人員(人)	228	207	201	196	215
契約金額(円)	115,336,921	120,009,280	114,634,428	119,378,054	118,830,570
公共事業	25,748,920	30,206,514	31,008,860	30,641,982	35,621,404
民間事業	78,200,870	76,803,119	71,030,065	72,958,918	68,792,742
一般家庭	11,387,131	12,999,647	12,595,503	15,777,154	14,416,424
配分金(円)	107,980,947	106,885,201	102,147,981	105,201,885	102,353,688
就労実人員1人当たりの配分金(円)	473,600	516,353	508,1998	536,744	476,063
就労実人員1人当たりの年間就労日数(日)	102.9	114.3	108.6	117.5	103.6

図表3-3-3-2 シルバー人材センターの仕事内容

仕事内容	職域	受注件数(件)	契約金額(円)
農業機械修理等	専門的・技術的職業	1	1,030,966
賞状筆耕等	事務的職業	14	1,042,632
家事手伝い等	サービスの職業	22	6,652,366
植木の剪定・樹木の伐採等	農林漁業の職業	286	11,828,527
製作加工等	生産工程の職業	38	27,514,423
シャトルカート運転等	輸送・機械運転の職業	1	436,348
道路補修	建設・採掘の職業	12	1,838,148
屋内外清掃・除草作業等	運搬・清掃・包装等の職業	489	68,487,160
合計		863	118,830,570

(注) 平成 28 年度実績

(2) 老人クラブ

平成 28 年 4 月現在、町内には 59 の単位老人クラブがあり、5,732 人が加入しています。対象人口が年々増加する中、加入者は年々減少しており、平成 28 年 4 月の加入率は 51.1%となっています。

図表3-3-3-3 老人クラブ会員数

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
単位クラブ数(か所)	76	64	64	63	59
対象人口(人)	10,736	10,888	11,032	11,117	11,223
会員数(人)	6,700	6,605	6,440	6,092	5,732
加入率(%)	62.4	60.7	58.4	54.8	51.1

(注) 各年 4 月 1 日現在

(3) 交流活動

① 三世代交流事業

町内の幼稚園・保育園のいろいろな行事(夏祭り・運動会・クリスマス会等)に地域のお年寄りを招待し交流を図っています。

② 福祉施設等の慰問活動

大正琴、舞踊などの趣味を生かし、福祉施設等へ慰問活動をし、入所者との交流を図っています。

4. 地域福祉の関連団体

(1) 民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱をうけて 59 人の民生委員児童委員（うち主任児童委員 3 人）が活動しています。高齢者福祉に関しては、ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等の発見および生活状況を把握し、高齢者虐待の早期発見と未然防止を図るため、適切な相談、援助に努めています。また、次の活動に協力しています。

- ・ 独居老人給食サービス事業に協力
- ・ ひとり暮らし高齢者等への友愛訪問
- ・ 高齢者を敬愛する運動の推進、各地区敬老会への協力

(2) 社会福祉協議会

地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会は、住民参加の下、在宅福祉サービス、ボランティア活動、福祉教育等を推進しています。高齢者に関する主な事業は、要援護者の把握、ひとり暮らし高齢者等の見守り、いきいきふれあいサロン等を実施しています。また、支部組織（支部社協）を強化していく過程で、地域のネットワークづくりを進めています。

(3) ボランティア団体

高齢者に関するボランティアとして、次の団体・グループが活動しています。

図表3-3-4-1 ボランティア団体（平成29年4月現在）

区 分	設立年	人数	主な活動
養老町赤十字奉仕団	昭和 58 年	121	独居老人、ねたきり老人のお見舞い事業 施設訪問事業
養老町社協登録ボランティア	平成2年	84	独居老人給食サービス事業 施設行事、施設入所者に対する支援活動

第4章 基本理念と基本目標

第4章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

本町では、養老町シニアプラン21（第6期）において、高齢社会対策の観点から、めざすべき福祉社会のすがた（全体目標）を『**養老の心あふれる 寿齢社会**』※と定め、その実現に向けて、介護、福祉、保健、医療などの分野に関する施策を、総合的に推進してきました。

※「養老の心あふれる 寿齢社会」について

「養老」という言葉は、「老人をいたわり、養う」ことを意味しています。
「養老の心」は、若い世代は高齢者の自立を支え、また、高齢者は自らの健康づくりや生きがいづくりに積極的に努めることにより、高齢期を人生の最も充実した時期にしていこうという、町民一人ひとりの意思を表しています。
また、「寿齢」は、「長寿」や「長命」のことであり、「寿齢社会」は、いつまでも健康で、笑顔があふれる高齢期が送れる社会をつくらなければならないという町全体の意思を表しています。

前回計画から3年が経過し、この間、国においては、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」、地域共生社会の実現、介護保険利用者負担の見直しなどの制度改正が行われてきました。また、国の基本指針では、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、平成37年（2025年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

このように制度や方針の変化があるものの、養老町の目標とする福祉社会の姿に変わりはないため、本計画においても、前回計画の基本方針である『**養老の心あふれる 寿齢社会**』を引き続き踏襲し、目標として掲げていきます。

めざすべき福祉社会の姿（全体目標）

養老のこころあふれる 寿齢社会

2. 計画の基本目標

基本目標 1 介護保険サービスの充実

介護保険制度の理念の一つでもある在宅介護を踏まえ、たとえ要介護状態となっても可能な限り、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービスの充実に努めます。

基本目標 2 介護予防と日常生活支援の推進

高齢社会の中で、高齢者が健康で自立した生活を送ることができ、地域の中で最大限の力を発揮できるようにするために、自主的・積極的な介護予防や健康づくりを支援します。

基本目標 3 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が日常生活で支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民や関係機関等のさまざまな主体が参画し、多様な生活支援サービスを充実することで地域包括システムの構築を進めていきます。

特に認知症高齢者への対応については、認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように認知症の早期発見・早期対応ができる体制づくりや、地域住民や専門職の方が認知症に対する理解を深めていき、地域全体で見守り、支えていくまちづくりの実現を目指します。

基本目標 4 社会参加と福祉のまちづくりの推進

高齢者がいきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者の生きがいつくりの機会、場の提供の充実を図っていきます。

高齢者に配慮したまちづくりを進めていくことは、すべての人が住みやすい社会になっていくことにつながります。今後においても、高齢者のみならず、誰もが利用者しやすいという「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、すべての人にとって、やさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指します。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
------	------	--------



第5章 高齢者施策の展開

第5章 高齢者施策の展開

1. 介護保険サービスの充実

【現状と課題】

本町においても、介護給付費は年々増加傾向にあり、サービス種類別では、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスはそれぞれ増加傾向にあります。

アンケート結果からは、多くの高齢者は、在宅で介護をしてほしいと考えており、たとえ高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう在宅サービスや地域密着型サービスの充実に努める必要があります。

また、介護保険事業の充実のためには介護サービス事業所の質の高い安定的なサービスの供給が不可欠であり、その中で介護職員の人材不足の問題は、全国と同様に本町にとっても大きな課題と言えます。そのため、介護人材育成や雇用定着のための環境の整備に努める必要があります。

1-1 居宅サービスの充実

- ◆在宅サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者へ情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

1-2 地域密着型サービスの充実

- ◆地域密着型サービスについては、第6期計画期間において、地域密着型特別養護老人ホーム（20床）や認知症対応型共同生活介護 GH を2ユニット（18床）を整備しました。
- ◆第7期計画期間においては、平成31年度に小規模多機能型居宅介護の事業所を整備する予定です。設置数は1事業所、定員は29名となります。その他のサービスについては、今後の事業者の参入状況や地域におけるニーズ等を見極めながら実施に向けて検討していきます。

1-3 施設サービスの充実

- ◆施設サービスについては、県や広域圏との協議のもと、利用者の必要性に応じて広域的に対応していきます。

1-4 介護保険事業の適正な運営

- ◆質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護人材の確保ができる取組みを検討します。
- ◆サービス事業者に対し、相互の情報交換や研修等を支援することにより、サービスの質的向上を図ります。

2. 介護予防と日常生活支援の推進

【現状と課題】

いつまでも心身ともに健康で日常生活を送るためには、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、自ら管理し、保持・増進を図っていく必要があります。

また、高齢化の進展により介護を必要とする高齢者が増加する中で、高齢者の自立支援や介護費を抑制する観点からも「介護予防」の視点に立った取り組みは非常に重要です。

そのため、すべての高齢者に対し、疾病の予防・早期発見・早期治療を目指して、健康に関する意識の啓発や各種検診等の保健サービスの充実に努めるとともに、介護予防の必要性の普及・啓発に努める必要があります。

2-1 健康づくり事業の推進

- ◆町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持つよう、健康に対する正しい知識の普及、啓発に努めます。
- ◆健康の維持、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、健康診査や各種がん検診の更なる受診率の向上を目指して啓発に努めます。
- ◆介護が必要になるリスクが高い、高血圧・糖尿病・高脂血症などの生活習慣病予防に努めます。

2-2 介護予防事業の推進

- ◆町民一人ひとりが適切なサービスを利用し、介護予防に取り組むことができるよう各種サービスの充実に努めます。
- ◆介護予防事業については、運動、栄養、口腔等、それぞれのプログラムを複合的に実施していくなど、予防効果がより一層高まるよう、効果的・効率的に実施していきます。

2-3 高齢者の生きがいづくり支援

- ◆他世代との交流を兼ねた場を設けることにより、より多くの住民が交流の場に参加できる環境づくりに努めます。
- ◆高齢者が地域社会との連携を図りながら、生きがいを高めることができるよう、老人クラブへの参加を積極的に促進していきます。
- ◆老人クラブ活動のマンネリ化を防ぐため、各種行事に工夫を図り、魅力ある活動内

容に努めるなど、老人クラブ活動の活性化を図ります。

- ◆就労意欲のある高齢者に対しては、就業のための技能の取得や高齢者の知識や経験を生かすことができる雇用の場の確保等、シルバー人材センター事業を支援し、会員の加入促進や技術訓練の実施に努めていきます。
- ◆高齢者が親しみやすく、参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。

3. 地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

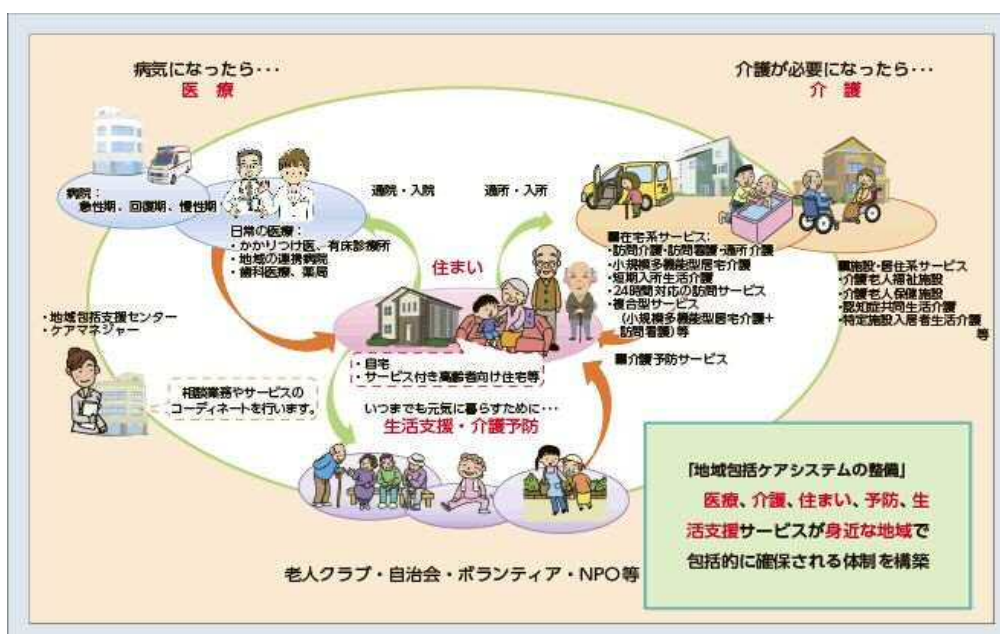
本町の高齢化率は、平成 29 年 4 月現在、約 31%と岐阜県や全国を上回るペースで進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、2025 年には 34.4%となると予測されています。

第 6 期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするための地域包括ケアシステムの構築が求められました。そして、第 7 期計画では、第 6 期計画より進められている地域包括ケアシステムの構築をより深化させ、高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することにあります。

そのため、本町においても、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みをより一層具体的に進めるとともに、町民が必要とするサービスが適切に利用することができるよう、情報提供や相談体制の充実に努める必要があります。

本町においては、高齢者の増加とともに認知症高齢者の大幅な増加も見込まれています。認知症は誰もがかかりうる病気であることから、認知症高齢者に対する介護サービスの充実はもちろんのこと、町民に対する若い頃からの認知症予防の意識啓発、認知症に対する正しい理解促進を図るとともに、介護する家族の心身の軽減を図る取組みを進めるなど、地域で支える仕組みづくりに努める必要があります。

<地域包括ケアシステムイメージ>



3-1 地域包括支援センターの機能強化

- ◆本町では地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進のために必要な援助、支援を包括的に行う地域の中核機関とし、保健センター内2階に設置しています。今後もより多くの方に知ってもらふ必要があることから、広報やホームページなどを活用し、周知に努めます。
- ◆介護支援専門員に対する相談支援、研修会、地域ケア個別会議等の充実を図り、実践力の向上や困難事例の課題把握の支援等を行います。

3-2 在宅医療と介護の連携

- ◆介護と医療の連携強化を図り、個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供できるよう支援に努めます。
- ◆養老郡医師会を主体に多職種連携委員会を開催し、情報共有、知識の普及、在宅医療マップの作成等を行います。
- ◆認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスの普及・啓発に取組み、認知症についての正しい知識の普及・情報提供に努めます。
- ◆認知症高齢者に対して、かかりつけ歯科医は、口腔機能の管理を通じ高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進します。
- ◆平成30年度よりスタートする県の医療計画を踏まえ、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保するよう調整を進めていきます。
- ◆医療機関・福祉施設等の連携により、看取りの体制整備を進めていきます。

3—3 生活支援サービスの体制整備・充実

- ◆生活支援サービスの担い手として、元気な高齢者をはじめとした多様な人材の確保に努めます。
- ◆在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ、シルバー人材センターなど様々な事業主体による支援体制の整備に努め、生活支援サービスの充実を図ります。
- ◆関係者のネットワークや既存の取組み・組織等を活用し、不足するサービスの開発や地域のニーズと活動のマッチングを図り、生活支援サービスの提供体制の整備を行うコーディネーターと共に関係者の配置に努め提供体制の整備を進めます。

3—4 認知症の理解と知識の普及

- ◆介護予防教室等で認知症に関する知識や情報を提供し、町民に対する認知症への理解を深めていきます。
- ◆認知症に対する正しい知識と普及・啓発を進めるとともに、タッチパネル検査等早期発見できる体制の充実を図ります。
- ◆認知症高齢者を介護している家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、家族同士が集まり話し合い・交流を深めることを目的として行っている「認知症家族のつどい」の周知を図ります。

3—5 認知症高齢者やその家族への支援の充実

- ◆医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターである認知症地域支援推進員を設置し、地域包括支援センターをはじめ各関係機関との連携により、地域における認知症支援体制の構築を図ります。
- ◆徘徊の恐れのある認知症高齢者等が行方不明時に早期発見できる支援体制の構築を行う徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業を実施します。
- ◆本町では、認知症サポーター養成講座を町内小学生や高校生から企業・団体職員まで町内で幅広く実施し、認知症の基礎知意識や認知症の人やその家族の対応方法等を伝えていきます。

4. 社会参加と福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

平均寿命が延び、人生 80 年時代を迎える中、元気な高齢者が増えてきています。高齢者が長年培った豊富な知識や経験を社会に還元し、積極的に社会に参加していくことも生きがいづくりにつながります。また、これからは、高齢者自身もサービスの受け手ではなく担い手になることが求められていることから、高齢者をこれからの地域を担う重要なマンパワーとして位置づけ、その地域活動を積極的に支援するとともに、団塊の世代の地域における活動の場づくりに努める必要があります。

これからのまちづくりは、高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面からの支援が必要になります。

ハード面においては、居住環境の整備や、公共施設等における段差の解消やスロープ・手すりの取り付け、デマンドバスの利便性向上等の環境整備を進める必要があります。

ソフト面においては、防災対策や、地域のサロン活動、振り込め詐欺や悪徳商法などの被害者となりやすい高齢者に対する防犯対策など、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域住民との連携のもと、住民同士が支え合う地域福祉ネットワークづくりを進めていく必要があります。

4-1 いきがいづくりの支援

◆高齢者がいきいきと暮らすまちにするため、学習・スポーツ活動への参加促進、老人クラブ活動等の交流の促進、シルバー人材センター等を通じての就労機会の提供等を行っていきます。

4-2 バリアフリーのまちづくり

- ◆住宅改修等の生活環境の整備、高齢者向け住宅の整備等に努めます。
- ◆新たな施設整備にあたっては、「岐阜県福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った整備を進めます。また、養老公園をはじめ多くの人が集まる場所についてはバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの導入を促進します。
- ◆高齢者の外出手段として利用されている予約型乗合バス「デマンドバス」については、利用者の実態やニーズに応じた運行体制の適宜見直しを図ります。

4—3 地域福祉の推進

- ◆「広報 養老」や「社協だより」などを活用し、各種啓発や保健・福祉情報等の周知を図ります。また、「社会福祉大会」や支部社協が主催する「福祉の集い」などの機会を通じて、町民の福祉や健康についての理解を深めると同時に、福祉活動への参加を促します。
- ◆ボランティアスクールや福祉入門講座などを充実し、福祉についての体験学習の機会を拡充します。小中学校での体験学習などの福祉学習を支援するとともに、福祉協力校の活動を支援します。
- ◆社会福祉協議会は、高齢者の生きがい事業にも重点を置き、いきいきふれあいサロンの充実や身近なところで参加できる事業（料理教室や健康講座など）を実施していきます。さらに、民生委員・児童委員をはじめ地域住民を主体とした、地域のネットワークづくりを進めていきます。
- ◆ボランティア活動の推進社会福祉協議会のボランティア活動を支援し、食事サービスや配食サービス、ふれあいいきいきサロンなど、ボランティアの育成・確保を図ります。また、現在の移送サービスのボランティアを生活支援型サービスを支えるボランティアへの転換や充実に努めます。ボランティアの質の向上のため、研修の機会を拡充し、小中学校の福祉協力校やボランティアスクール、福祉入門講座などを通じ若年層のボランティアの育成に努めます。

4—4 防犯・防災体制の強化

- ◆災害弱者となりやすい高齢者に対する防災対策及び地域における高齢者の所在把握や救助方法などの防災体制づくりを進めていきます。
- ◆地域防災計画に沿って事業を進めるとともに、関係機関と連携して、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の把握、地域での情報共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。
- ◆地域で生じる身近な事件・事故等に速やかに対応するため、地域住民はもとより区長、ボランティア、防犯隊や消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの連携のもと、犯罪や事故等を防止するための自主的な活動を支援します。

4—5 高齢者の権利擁護

- ◆町民へ権利擁護事業の正しい理解と知識の普及・啓発を図ります。
- ◆今後は認知症高齢者の増加が予想されることから、判断力が不十分な人を支える成年後見制度のより一層の啓発に努めるなど、利用促進を図ります。

- ◆高齢者の虐待は地域に潜在している可能性があるため、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図るとともに、高齢者虐待防止ネットワークにおける連携強化、情報の一元管理に努め、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

第6章 介護保険事業等の実施目標

第6章 介護保険事業等の実施目標

第1節 介護保険事業の目標数値の推計手順

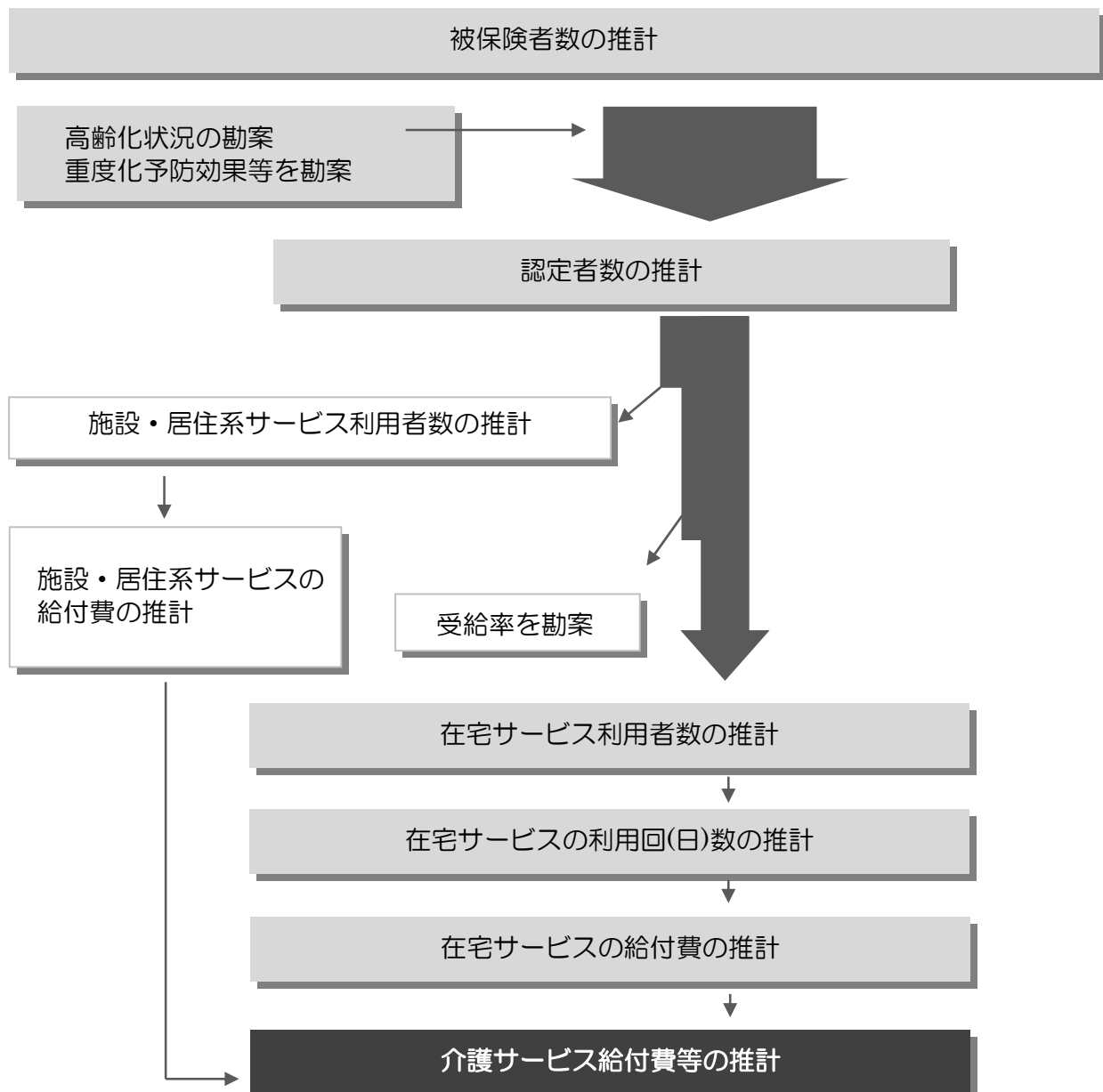
第7期介護保険事業の数値目標は、次のような流れで見込みます。

まず、「被保険者数」を推計し、次に、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します。

次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービス種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

【介護保険給付費等の推計手順】



第2節 サービス対象者数の推計

1. 将来人口及び被保険者数

近年の人口の推移をベースに、平成37年までの将来人口を推計し、第7期における被保険者数を下表のとおり見込みました。

図表 6-2-1-1 推計及び被保険者数

区分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
総人口	29,192人	28,926人	28,659人	27,195人
第1号被保険者数	8,985人	9,112人	9,243人	9,363人
65～74歳	4,759人	4,800人	4,843人	4,110人
75歳以上	4,226人	4,312人	4,400人	5,253人
第2号被保険者	9,518人	9,336人	9,153人	8,514人

(注) 推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」による

2. 要介護等認定者数・認定率

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数及び認定率を下表のとおり見込みました。

図表 6-2-2-1 要介護等認定者数

区分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
認定者数	1,536人	1,560人	1,584人	1,973人
要支援1	190人	223人	227人	285人
要支援2	179人	186人	194人	221人
要介護1	234人	242人	250人	314人
要介護2	249人	245人	248人	284人
要介護3	304人	287人	287人	430人
要介護4	255人	262人	267人	328人
要介護5	125人	115人	111人	111人
うち、第1号被保険者	1,500人	1,520人	1,540人	1,927人
要支援1	187人	220人	224人	282人
要支援2	177人	184人	192人	219人
要介護1	227人	230人	234人	297人
要介護2	241人	237人	240人	276人
要介護3	300人	285人	286人	429人
要介護4	244人	249人	253人	313人
要介護5	124人	115人	111人	111人
認定率(認定者数/第1号被保険者数)	17.1%	17.1%	17.1%	21.1%

第3節 サービス別利用者数・給付費等の見込み

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護

訪問介護の利用は、平成32年度には介護給付が51,256回、平成29年度（見込み）から23.1%の増加になると見込みました。また、8年後の平成37年度には65,772回、58.0%増を見込みました。

図表 6-3-1-1 訪問介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)
	介護		
29	150		41,638回
30	165		48,048回
31	170		49,339回
32	175		51,256回
37	205		65,772回

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護の利用は、平成31、32年度には734回、平成29年度（見込み）から5.8%の減少になると見込みました。また、平成37年度には794回、2.1%増を見込みました。

図表 6-3-1-2 訪問入浴介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)
	予防	介護	
29	0	12	778回
30	0	12	588回
31	0	15	734回
32	0	15	734回
37	0	16	794回

(3) 訪問看護

訪問看護の利用は、平成 32 年度には 15,228 回、平成 29 年度（見込み）から 27.0% の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 18,336 回、53.0% 増を見込みました。

図表 6-3-1-3 訪問看護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	20	118	1,498回	10,488回	11,986回
30	22	133	1,829回	11,606回	13,435回
31	22	137	1,992回	12,258回	14,250回
32	22	141	2,136回	13,092回	15,228回
37	27	158	2,700回	15,636回	18,336回

(4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの利用は、平成 32 年度には 5,634 回、平成 29 年度（見込み）から 53.2% の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 5,820 回、58.2% 増を見込みました。

図表 6-3-1-4 訪問リハビリテーションの利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	2	19	317回	3,361回	3,678回
30	3	28	360回	4,715回	5,075回
31	3	30	360回	5,016回	5,376回
32	3	32	360回	5,274回	5,634回
37	3	34	360回	5,460回	5,820回

(5) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の利用は、平成 32 年度には 215 人/月、平成 29 年度の 185 人/月（見込み）から 16.2%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 237 人/月、28.1%増を見込みました。

図表 6-3-1-5 居宅療養管理指導の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	19	166	228人	1,992人	2,220人
30	26	178	312人	2,136人	2,448人
31	27	181	324人	2,172人	2,496人
32	29	186	348人	2,232人	2,580人
37	35	202	420人	2,424人	2,844人

(6) 通所介護

通所介護の利用は、介護給付が平成 32 年度には 47,370 回、平成 29 年度（見込み）から 23.0%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 56,436 回、46.5%増を見込みました。

図表 6-3-1-6 通所介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(回/年)
	介護	
29	311	38,516回
30	390	43,584回
31	420	43,974回
32	450	47,370回
37	485	56,436回

(7) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションの利用は、介護給付が平成 32 年度には 18,694 回、平成 29 年度（見込み）から 28.8%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 23,567 回、62.4%増を見込みました。

図表 6-3-1-7 通所リハビリテーションの利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(予防=人/年、介護=回/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	98	128	1,176人	14,514回
	115	153	1,380人	16,387回
30	115	162	1,380人	17,092回
	115	180	1,380人	18,694回
37	115	238	1,380人	23,567回

(8) 短期入所生活介護

短期入所生活介護の利用は、平成 32 年度には 21,750 日、平成 29 年度（見込み）から 37.9%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 24,970 日、58.4%増を見込みました。

図表 6-3-1-8 短期入所生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(日/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	2	116	130日	15,638日
	2	137	193日	21,676日
30	2	137	200日	22,222日
	2	138	206日	21,544日
37	4	143	454日	24,516日

(9) 短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護の利用は、平成 30～32 年度には 1,000 日、平成 29 年度（見込み）から 75.1%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 1,223 日、114.2%増を見込みました。

図表 6-3-1-9 短期入所生活介護（老健）の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(日/年)		
	予防	介護	0日	571日	
29	0	6	0日	571日	571日
30	0	10	0日	1,000日	1,000日
31	0	10	0日	1,000日	1,000日
32	0	10	0日	1,000日	1,000日
37	0	11	0日	1,223日	1,223日

(10) 福祉用具貸与

福祉用具貸与の利用は、平成 32 年度には 7,320 人、平成 29 年度（見込み）から 15.3%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 7,380 人、16.3%増を見込みました。

図表 6-3-1-10 福祉用具貸与の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	1,428人	4,920人	
29	119	410	1,428人	4,920人	6,348人
30	130	441	1,560人	5,292人	6,852人
31	130	457	1,560人	5,484人	7,044人
32	130	480	1,560人	5,760人	7,320人
37	130	485	1,560人	5,820人	7,380人

(11) 特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入費の利用は、平成 31、32 年度には 192 人、平成 29 年度（見込み）から 60.0%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 216 人、80.0%増を見込みました。

図表 6-3-1-11 特定福祉用具購入費の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	5	5	60人	60人	120人
30	7	8	84人	96人	180人
31	7	9	84人	108人	192人
32	7	9	84人	108人	192人
37	8	10	96人	120人	216人

(12) 住宅改修費

住宅改修費の利用は、平成 31、32 年度には 156 人、平成 29 年度（見込み）から 62.5%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 204 人、112.5%増を見込みました。

図表 6-3-1-12 住宅改修費の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	4	4	48人	48人	96人
30	2	9	24人	108人	132人
31	2	11	24人	132人	156人
32	2	11	24人	132人	156人
37	2	15	24人	180人	204人

(13) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の利用は、平成 32 年度は 132 人、平成 29 年度（見込み）から 22.2%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 156 人、44.4%増を見込みました。

図表 6-3-1-13 特定施設入居者生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	9	0人	108人
30	0	9	0人	108人
31	0	10	0人	120人
32	0	11	0人	132人
37	0	13	0人	156人

■ 予防
■ 介護

2. 地域密着型サービス

(1) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護の利用は、平成 32 年度には 2,983 回、平成 29 年度（見込み）から 44.4%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 4,390 回、112.5%増を見込みました。

図表 6-3-2-1 認知症対応型通所介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(回/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	13	0回	2,066回
30	0	17	0回	2,492回
31	0	19	0回	2,738回
32	0	20	0回	2,983回
37	0	30	0回	4,390回

(2) 小規模多機能型居宅介護

第7期計画期間においては、平成 31 年度に小規模多機能型居宅介護の事業所を整備する予定です。設置数は1事業所、定員は29名となります。

小規模多機能型居宅介護の利用は、新たな事業所の整備を踏まえ、平成 32 年度には 65 人/月、平成 29 年度の 41 人/月（見込み）から 58.5%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 92 人/月、124.4%増を見込みました。

図表 6-3-2-2 小規模多機能型居宅介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	41	0人	492人
30	0	44	0人	528人
31	0	52	0人	624人
32	0	65	0人	780人
37	0	92	0人	1,104人

(3) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の利用は、平成 30～32 年度には 67 人／月、平成 29 年度の 66 人／月（見込み）から 1.5%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 90 人／月、36.4%増を見込みました。

図表 6-3-2-3 認知症対応型共同生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	予防	介護	予防	介護
29	0	66	0人	792人
30	0	67	0人	804人
31	0	67	0人	804人
32	0	67	0人	804人
37	0	90	0人	1,080人

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用は、平成 30～32 年度には 39 人／月で、平成 29 年度（見込み）と増減はないと見込みました。また、平成 37 年度には 48 人／月、23.1%増を見込みました。

図表 6-3-2-4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)	
	介護		介護	
29	39		468人	
30	39		468人	
31	39		468人	
32	39		468人	
37	48		576人	

(5) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の利用は、平成 30～32 年度には 8,065 回、平成 29 年度（見込み）から 15.9%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 12,265 回、76.3%増を見込みました。

図表 6-3-2-5 地域密着型通所介護の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(回/年)	
	介護		
29	57	6,958回	■ 介護
30	65	8,065回	
31	65	8,065回	
32	65	8,065回	
37	90	12,265回	

3. 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の利用は、平成 30 年度以降は 1,860 人、平成 29 年度（見込み）から 6.2%の増加になると見込みました。

図表 6-3-3-1 介護老人福祉施設の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(人/年)	
	介護		
29	146	1,752人	■ 介護
30	155	1,860人	
31	155	1,860人	
32	155	1,860人	
37	155	1,860人	

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用は、平成 30 年度以降は 1,452 人、平成 29 年度（見込み）から 3.4%の増加になると見込みました。

図表 6-3-3-2 介護老人保健施設の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(人/年)	
	介護	利用者数	サービス量
29	117	1,404人	■ 介護
30	121	1,452人	
31	121	1,452人	
32	121	1,452人	
37	121	1,452人	

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の利用は、平成 30 年度以降は 12 人で、平成 29 年度（見込み）から増減はないと見込みました。

図表 6-3-3-3 介護療養型医療施設の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)	サービス量(人/年)	
	介護	利用者数	サービス量
29	1	12人	■ 介護
30	1	12人	
31	1	12人	
32	1	12人	
37	1	12人	

※平成 37 年度は介護医療院

4. 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援の利用は、平成 32 年度には 1,119 人/月、平成 29 年度の 859 人/月（見込み）から 30.3%の増加になると見込みました。また、平成 37 年度には 1,263 人/月、47.0%増を見込みました。

図表 6-3-4-1 居宅介護支援・介護予防支援の利用者数とサービス量

年度	利用者数(人/月)		サービス量(人/年)		
	予防	介護	予防	介護	
29	241	618	2,892人	7,416人	10,308人
30	308	649	3,696人	7,788人	11,484人
31	374	668	4,488人	8,016人	12,504人
32	434	685	5,208人	8,220人	13,428人
37	506	757	6,072人	9,084人	15,156人

第4節 地域支援事業

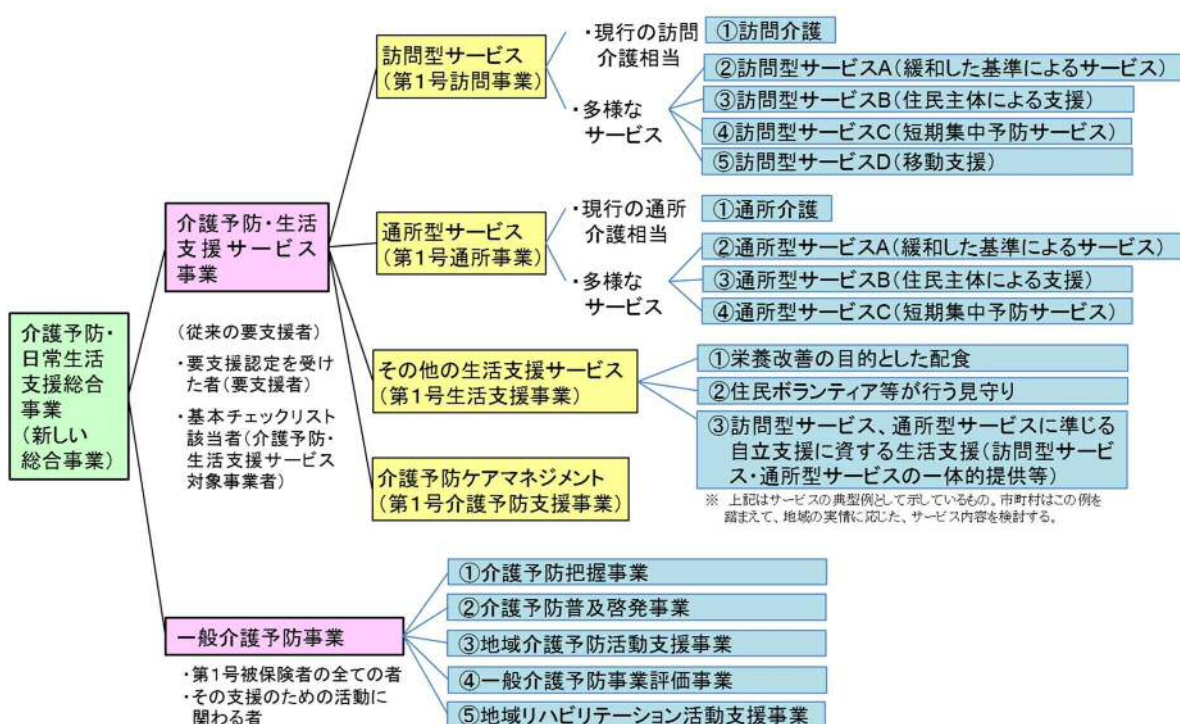
I 介護予防事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業の内容

総合事業は、訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防の普及啓発や教室等の「一般介護予防事業」で構成されています。「一般介護予防事業」はすべての高齢者が対象となり、「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者と要支援者に相当する状態の人でチェックリストを用いて判断し、介護予防ケアマネジメントを受けた人（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が対象となります。

図表6-4-1-1 総合事業のサービス体系



(1) 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の柱となる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」で構成されます。このうち、「訪問型サービス」「通所型サービス」には、現行の訪問介護や通所介護に加え、主に雇用労働者が提供するサービスA、ボランティア主体のサービスB、保健・医療の専門職が提供するサービスC、通所型サービス利用の際の移動支援のサービスDの類型があります。

多様な内容であり、サービスの基準、単価は町が決定します。利用者はそれらのサービスから希望のサービスを選ぶことができます。

「その他の生活支援サービス」は、配食、見守り、訪問型サービスおよび通所型サービスの一体的提供等の3つのサービスです。

① 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。住民主体による「訪問型サービスB」などにおいて多様なサービスを検討していきます。

図表6-4-1-2 想定される訪問型サービス

区 分	サービス内容	想定される事業者等
訪問介護 (現行の訪問介護に相当)	・現行の訪問介護に相当(訪問介護員による身体介護、生活援助)	指定事業者
訪問型サービスA (緩和した基準による)	・掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し 等	事業者 シルバー人材センター
訪問型サービスB (住民主体による支援)	・調理指導、献立指導、体重測定	食生活改善推進協議会 有償・無償のボランティア
訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	・従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・栄養改善 ・口腔機能向上 ・居宅での相談指導等	事業者 管理栄養士 歯科衛生士会 町の保健師等
訪問型サービスD (移動支援)	・サロン等の通所型サービス利用の際の移動支援や移送前後の生活支援	事業者

② 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。地区社協が実施しているいきいきサロンをはじめとする、既存サービスが位置づけられないかを検討していきます。

図表6-4-1-3 想定される通所型サービス

区 分	サービス内容	想定される事業者等
通所介護 (現行の通所介護に相当)	・ 現行の通所介護に相当 (生活機能向上のための機能訓練)	指定事業者
通所型サービスA (緩和した基準による)	・ 運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ ミニデイサービス	事業者
通所型サービスB (住民主体による支援)	・ いきいきサロン ・ 体操・運動等の自主的な通いの場	有償・無償のボランティア
通所型サービスC (短期集中予防サービス)	・ 従来 of 二次予防事業の通所型介護予防事業 ・ 機能訓練、環境調整等	事業者 町の保健師等

③ その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、配食サービス、住民ボランティア等によるひとり暮らし高齢者等への見守り (定期的な安否確認および緊急時の対応)、および訪問型サービス・通所型サービスに準じる自立支援のための生活支援 (訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等) を提供します。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを行います。

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

本人、家族等からの相談、民生委員児童委員等地域住民からの情報提供、要介護認定の担当部局との連携などにより収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

運動、認知症予防、栄養改善、口腔機能の向上等の住民主体の介護予防活動の取組みが行えるよう、教室や出前講座などを通じて普及啓発に取り組みます。

ア まるごと介護予防教室

高齢者の自立した生活の維持・向上及び認知症予防を目的とし、運動、口腔機能の向上、栄養、創作活動、音楽等を実践します。

図表 6-4-1-4 まるごと介護予防教室の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	20	20	20
延 べ参加者数(人)	160	160	160
開 催 回 数(回/年)	8	8	8

イ 足・脳いきいき教室

筋力や柔軟性の向上のために、筋力トレーニングやストレッチ等の運動を行い、生活機能の維持又は向上を図り、継続して行うことができるよう取り組みます。

図表 6-4-1-5 足・脳いきいき教室の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	20	20	20
延 べ参加者数(人)	240	240	240
開 催 回 数(回/年)	12	12	12

ウ 出張型運動教室

老人クラブ、ふれあい・いきいきサロン等の団体を対象に、運動を主とした介護予防に関する講義及び介護予防体操を実施します。

図表 6-4-1-6 出張型運動教室の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	50	50	50
延 べ参加者数(人)	100	100	100
開 催 回 数(回/年)	10	10	10

エ 出前講座

地域に出向き、運動、認知症予防、その他の介護予防について知識の普及・啓発をすることを目的に講義や介護予防の体操・レクリエーション等を実施します。

オ 認知症講座（認知症早期発見プログラム）

老人クラブやいきいきサロンなど希望する団体に、認知症の正しい知識の普及啓発及び早期発見を目的とした講座を実施します。認知症予防の講話、レクリエーション、タッチパネル（もの忘れが始まっている可能性について点数で判定できる機器）の体験を行い、詳細な検査が必要な人には、二次検査を実施し、医療機関の受診勧奨や認知症予防教室の参加勧奨を行います。

③ 一般介護予防事業評価事業

達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ、「心身機能」だけではなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけることのできる経験豊富な理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職による助言等を行います。

Ⅱ 包括的支援事業

1. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（1）総合相談支援業務

高齢者等の見守り活動事業を活用して、高齢者虐待の早期発見、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等支援の必要な高齢者の把握に努め、民生委員児童委員や地域住民と連絡を取り合っ
て、それぞれの状況に応じた最適な措置やサービス、制度の利用につなげていきます。

（2）権利擁護業務

地域のネットワークを構築し、支援の必要な高齢者の把握に努め、必要に応じて適切なサ
ービスや制度の利用につなげていきます。

特に、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者については、措置入所、成年後見制度、社
会福祉協議会の日常生活自立支援事業などの利用を支援します。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

福祉・保健・医療など地域の社会資源との連絡・調整を行うと共に、居宅介護支援事業者
連絡協議会と連携して、介護支援専門員の研修や困難事例への対応等介護支援専門員の後方
支援等を行います。

2. 包括的支援事業（社会保障充実分）

（1）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事ができるよう、医療及び介護等の関係団体が連携し、多職種協働により、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を推進します。

（2）生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である町が中心となって、他団体の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図ります。また、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組みにつながることから、町が中心となって、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

（3）認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける事ができるよう、認知症の人やその家族に対して効果的な支援ができるよう取り組みます。認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置により、相談・支援を行います。

① 認知症カフェ等の集いの場づくり

認知症の家族を介護する介護者が、情報交換や意見交換のできる、集いの場づくりを支援します。また、認知症サポーターに協力を得ながら、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」の開催を支援します。

（4）地域ケア会議推進事業

高齢者ひとりひとりが尊厳を保ちながら、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、必要な包括的かつ継続的な支援を構築することを目的として、地域ケア会議を開催します。地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策形成に繋がるよう、取り組んでいきます。

図表 6-4-2-1 地域ケア会議推進事業の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	6	6	6
延 べ 参 加 者 数 (人)	72	72	72
開 催 回 数(回/年)	12	12	12

Ⅲ 任意事業

1. 介護給付等費用適正化事業

実施すべき事業については原則、主要5事業すべて実施します。主要5事業とは以下の事業です。①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知

(1) 要介護認定の適正化

(事業の趣旨)

本事業は、要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行う。

(実施目標)

認定調査を委託して実施した場合において、委託した認定調査の全件について書面等の審査を実施します。

(2) ケアプランの点検

(事業の趣旨)

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、市町村職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善する。

(実施目標)

町内居宅支援事業所の全件に対して、事前にケアプランの提出を求め、後日、保険者が事業所を訪問して実施します。また、その際にはケアプランに加え、保険者が独自に作成したチェックシートの提出を求め、ケアプランの点検を行います。

(3) 住宅改修等の点検

(事業の趣旨)

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除する。

(実施目標)

住宅改修の点検は、高齢者が安全に自立した在宅等での生活を送るために適正に実施される必要があるため、事前・事後の書面チェック、事後の訪問確認を全件実施します。福祉用具購入・貸与調査については事前申請時の書面チェックを全件行っています。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

i. 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。

ii. 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図る。

（実施目標）

縦覧点検・医療情報との突合は効果額が高いため、継続して全件の国保連合会への委託を実施します。

(5) 介護給付費通知

（事業の趣旨）

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげる。

（実施目標）

国保連合会から送付される介護給付データをもとに自庁介護保険システムにて抽出・作成し、対象のサービス利用者に対して全件送付を実施します。

2. 家族介護支援事業

(1) 家族介護慰労金支給事業

要介護4・5の認定者を在宅で介護している家族に対して、1か月5,000円の慰労金の支給を継続して行います。

(2) 認知症高齢者見守り事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、家族が居所不明となった高齢者をGPSを利用して探索する認知症高齢者見守り事業については、これまでに1件の利用でしたが、増加が予想される認知症高齢者への対応として事業を継続します。また、サービスについて周知を図ります。

(3) 徘徊高齢者SOSネットワーク事業

徘徊する恐れのある認知症高齢者等が行方不明時に早期発見できる支援体制の構築、徘徊高齢者等の生命及び身体の安全並びにその家族等への支援を図ることを目的に行います。徘徊の恐れのある高齢者等の家族は事前登録をし、行方不明時には協力サポーターとして登録している人や事業所にメールやFAXを用いて情報共有をし、搜索の協力をします。

(4) 認知症家族のつどい

認知症の人の家族同士の情報交換や支え合い、介護の知識の取得ができる場を設け、認知症の人とその家族が安定した生活を送ることができることを目的に月に1回、つどいを開催します。

3. その他の事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

権利擁護事業の推進に伴い、認知症高齢者等が成年後見制度を利用することを踏まえ、低所得者が当制度の利用にあたり申立てや鑑定に要する費用を助成したり、後見人に対し報酬を支払うことなど、制度の利用を促進します。

(2) 地域自立生活支援事業

ア 生活管理指導員派遣事業

高齢者世帯（ひとり暮らし高齢者など）や基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対し、生活管理指導員の派遣を行い自立を促します。事業は社会福祉協議会に委託します。

イ 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホームや特別養護老人ホームなどを活用して、一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行う生活管理指導短期宿泊事業を行っていきます。

(3) 介護用品の支給（日常生活用品等購入費助成事業）

要介護状態の在宅高齢者を介護している家族に対する介護用品購入費の一部助成については、今後も対象者の大幅な増加が見込まれます。所得状況や利用者の状態および購入対象品目の明確化などを含めた内容の検討を行い、在宅介護者の経済的な負担の軽減を念頭において、本来必要とされる家族に対し助成を行っていきます。

(4) 配食サービス

民間委託により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、毎週2回水・金曜日に昼食を配達し、栄養面からの健康の維持・増進と安否確認を行います。
また、毎日型のサービスについて検討していきます。

(5) 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの実現のために、地域住民に認知症の基礎知識や支援・対応方法などを理解してもらい、地域で支える応援者を作ることに取り組みます。

図表 6-4-3-1 認知症サポーター養成講座の実施見込み

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参 加 者 数(人)	30	30	30
延 べ 参 加 者 数 (人)	300	300	300
開 催 回 数(回/年)	10	10	10

4. 一般施策による生活支援

(1) 配食サービス（社会福祉協議会）

食事ボランティアの協力を得て、75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、配食サービス（年3回）を実施します。

(2) 緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者世帯等を対象に、ペンダント型発信器を備えたセンター方式の緊急通報の装置を促進し、家庭内の事故等による通報に随時対応できる体制のさらなる拡充を図ります。また、IT化に対応するためデジタル方式の機器へ改修をしていきます。さらに、受益者負担のあり方についてもひきつづき検討していきます。

(3) 生きがい活動支援デイサービス

社会福祉協議会により老人福祉センターにおいて60歳以上の高齢者を対象に、閉じこもりがちの人、社会的な孤立感の解消、自立した生活への助長、認知症予防などを目的として、レクリエーションの場を提供し健康増進等の充実に努めます。

(4) 見守りサービス

社会福祉協議会による友愛訪問の拡充や、配食サービスの機会を活用した地域の見守り活動をひきつづき推進します。また、地域の高齢者等の安否確認のため日本郵便株式会社大垣郵便局と養老町における高齢者見守り活動に関する協定書を結んでいます。高齢者宅を訪問する機会が多いサービス事業者とも協力を得て、安否確認の協力を図っていきます。さらに、民生委員児童委員や地域のボランティアによるネットワークを活用し、近隣見守り活動を促進するとともに、地域包括支援センター等との連携を図りながら、サービスのニーズを把握します。

(5) 訪問理美容サービス・寝具洗濯乾燥消毒サービス

訪問理美容サービスや寝具洗濯乾燥消毒サービスについては、他のサービスほど利用意向は高くないものの、加齢や疾病等により美容院や美容院に出向くことが困難になった場合や、寝具の乾燥が行えなくなった場合にサービスの利用を希望する意向が根強くあることから、ニーズや民間事業者の意向を把握しながら実施を検討していきます。

(6) ふれあいきいきサロン

社会福祉協議会により、住みなれた地域で、明るく楽しく元気で集える「ふれあいの場」を設けています。引きこもり予防・外出支援のための場としています。

第5節 第1号被保険者の保険料の推計

1. 介護保険事業費の見込み

(1) 標準給付費

要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費のサービス別の内訳は図表6-5-1-1のとおりです。

図表6-5-1-1 総給付費の見込み（サービス別）

単位：千円

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
I 介護給付費	2,431,374	2,482,116	2,572,795	3,007,342
(1) 居宅サービス				
○訪問介護	130,084	133,623	138,733	177,983
○訪問入浴介護	6,712	8,381	8,381	9,074
○訪問看護	53,314	56,497	60,335	71,616
○訪問リハビリテーション	13,483	14,321	15,035	15,543
○居宅療養管理指導	22,192	22,638	23,267	25,457
○通所介護	353,064	355,726	385,297	460,465
○通所リハビリテーション	138,958	144,762	158,897	202,252
○短期入所生活介護	174,757	179,005	173,123	196,360
○短期入所療養介護（老健）	11,141	11,141	11,141	13,602
○福祉用具貸与	75,078	77,066	79,917	80,156
○特定福祉用具販売	3,866	4,485	4,485	4,952
○住宅改修	8,330	9,306	9,306	11,560
○特定施設入居者生活介護	18,582	19,630	21,385	24,904
(2) 地域密着型サービス				
○認知症対応型通所介護	26,799	29,353	31,897	47,250
○小規模多機能型居宅介護	106,344	124,024	156,196	220,151
○認知症対応型共同生活介護	191,707	191,707	191,707	256,049
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	121,499	121,499	121,499	152,935
○地域密着型通所介護	67,409	67,409	67,409	102,584
(3) 介護保険施設サービス				
○介護老人福祉施設	439,078	439,078	439,078	439,145
○介護老人保健施設	352,690	352,690	352,690	360,517
○介護医療院（平成37年度は介護療養型医療施設を含む）				4,847
○介護療養型医療施設	4,847	4,847	4,847	
(4) 居宅介護支援	111,440	114,928	118,170	129,940
II 予防給付費	77,078	81,363	85,330	93,539
(1) 介護予防サービス				
○介護予防訪問看護	7,069	7,692	8,242	10,402
○介護予防訪問リハビリテーション	998	998	998	998
○介護予防居宅療養管理指導	2,341	2,426	2,597	3,131
○介護予防通所リハビリテーション	37,942	37,942	37,942	37,942
○介護予防短期入所生活介護	1,084	1,123	1,155	2,538
○介護予防福祉用具貸与	6,854	6,854	6,854	6,854
○特定介護予防福祉用具購入費	1,987	1,987	1,987	2,259
○介護予防住宅改修	2,280	2,280	2,280	2,280
(2) 介護予防支援	16,523	20,061	23,275	27,135
総給付費（合計）（I+II）	2,508,452	2,563,479	2,658,125	3,100,881

（注）四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

標準給付費は、総給付費、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、算定対象審査支払手数料を合算したものです。第7期の標準給付費は約82億円になると見込みました（図表6-5-1-2）。

図表 6-5-1-2 標準給付費の見込み

単位：千円

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	2,508,452	2,563,479	2,658,125	7,730,056
総給付費（介護給付費+予防給付費）	2,508,452	2,563,479	2,658,125	7,730,056
②特定入所者介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）	97,832	100,064	102,295	300,191
③高額介護サービス費等給付額	44,803	45,825	46,846	137,474
④高額医療合算介護サービス費等給付額	7,664	7,839	8,013	23,516
⑤算定対象審査支払手数料	2,696	2,739	2,783	8,218
標準給付費見込み額	2,661,446	2,719,945	2,818,062	8,199,454

（注）四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

（2）地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業および任意事業に係る費用です。第7期の地域支援事業費は約2.3億円と見込みました（図表6-5-1-3）。

図表 6-5-1-3 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	合計	第7期		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
①介護予防・日常生活支援総合事業費	157,249	51,247	52,416	53,585
②包括的支援事業・任意事業費	73,505	23,955	24,502	25,048
地域支援事業費	230,754	75,203	76,918	78,633

2. 第1号被保険者の保険料の推計

(1) 第1号被保険者の保険料の推計

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は、次の算式で求めます。第6期における保険料基準額は6,316円となりますが、準備基金等121,369千円を取り崩すことにより5,950円となります。第7期の保険料基準額（月額）は5,950円とします。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{平成 27～29 年度の標準} \\ \text{給付費見込額（調整後）} \\ \text{(A)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{平成 27～29 年度の} \\ \text{地域支援事業費} \\ \text{(B)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{第 1号被保険} \\ \text{者負担割合} \\ \text{23\%} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{第 1号被保険者} \\ \text{負担相当額} \\ \text{(D)} \end{array}} \\
 (8,199,454 \text{ 千円} + 230,754 \text{ 千円}) \quad \quad \quad 0.23 \quad \quad \quad 1,938,948 \text{ 千円} \\
 \\
 \boxed{\begin{array}{l} \text{第 1号被保険} \\ \text{者負担相当額} \\ \text{(D)} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{相当額} \\ \text{(E)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{見込額} \\ \text{(I)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{準備基金} \\ \text{等取崩額} \\ \text{(K)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料収納} \\ \text{必要額} \\ \text{(L)} \end{array}} \\
 1,938,948 \text{ 千円} \quad 417,835 \text{ 千円} \quad 263,268 \text{ 千円} \quad 121,369 \text{ 千円} \quad 1,972,146 \text{ 千円} \\
 \\
 \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料収納} \\ \text{必要額} \\ \text{(L)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{予定保険} \\ \text{料収納率} \\ \text{(M)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{弾力化をした場合の所得段階} \\ \text{別加入割合補正後被保険者} \\ \text{数} \\ \text{(C)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{12 か月} \\ \text{12 か月} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料（月額）} \\ \text{5,950 円} \end{array}} \\
 1,972,146 \text{ 千円} \quad 0.9852 \quad 28,034 \text{ 人} \quad 12 \text{ か月} \quad 5,950 \text{ 円} \\
 \boxed{5,950 \text{ 円}}
 \end{array}$$

(2) 第1号被保険者負担相当額の見込み

「標準給付費」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担割合（第7期は23%）相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金の見込、市町村特別給付費等を加え、保険料収納率の見込みを勘案して、保険料基準額を算定します。

図表 6-5-2-1 第1号被保険者負担分相当額の見込み

	合 計	第 7 期		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 1号被保険者負担分相当額	1,938,948 千円	629,429 千円	643,279 千円	666,240 千円
調整交付金相当額	417,835 千円	135,635 千円	138,618 千円	143,582 千円
調整交付金見込額	263,268 千円	90,333 千円	86,498 千円	86,437 千円
調整交付金見込み交付割合		3.33%	3.12%	3.01%
後期高齢者加入割合補正係数		1.0518	1.0599	1.0621
所得段階別加入割合補正係数		1.0406	1.0505	1.0572
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
市町村相互財政安定化事業交付額	0			
保険料収納必要額	1,972,146 千円			
予定保険料収納率	98.52			

3. 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に、所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくこととなります。

本町における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は以下のとおりに設定しました。

図表 6-5-3-1 所得段階別の状況

(人)

	合 計	第7期			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
第1号被保険者数	27,340	8,985	9,112	9,243	9,363
前期 (65～74歳)	14,402	4,759	4,800	4,843	4,110
後期 (75～84歳)	8,640	2,834	2,880	2,926	3,713
後期 (85歳～)	4,298	1,392	1,432	1,474	1,540
所得段階別加入割合					
第1段階	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%	12.3%
第2段階	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%
第3段階	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
第4段階	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%	19.7%
第5段階	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%
第6段階	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%	17.0%
第7段階	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
第8段階	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%	6.1%
第9段階	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数					
第1段階	3,372	1,108	1,124	1,140	1,155
第2段階	1,327	436	442	449	455
第3段階	1,443	474	481	488	494
第4段階	5,376	1,767	1,792	1,817	1,842
第5段階	5,197	1,708	1,732	1,757	1,779
第6段階	4,652	1,529	1,550	1,573	1,593
第7段階	2,919	959	973	987	999
第8段階	1,669	549	556	564	572
第9段階	1,385	455	462	468	474
合計	27,340	8,985	9,112	9,243	9,363
所得段階別加入割合補正後被保険者数	28,034	9,213	9,343	9,477	9,600

4. 所得段階別の保険料率

第7期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の9段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します。

図表 6-5-4-1 所得段階別の保険料率の設定（第7期）

	基準額に対する割合	対象者
第1段階	0.50	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 ・被保険者本人及び同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が [※] 80万円以下
第2段階	0.63	・被保険者本人及び同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が [※] 80万円超120万円以下
第3段階	0.75	・被保険者本人及び同一世帯員すべての人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が [※] 120万円超
第4段階	0.90	・被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が [※] 80万円以下
第5段階	1.00	・被保険者の世帯員に住民税が課税され、被保険者本人が住民税非課税
第6段階	1.20	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が [※] 120万円未満
第7段階	1.30	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が [※] 120万円以上190万円未満
第8段階	1.50	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が [※] 190万円以上290万円未満
第9段階	1.70	・被保険者本人に住民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が [※] 290万円以上

5. 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み

第7期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）を以下のとおり設定します。

図表 6-5-5-1 第1号被保険者保険料基準額

	第7期
保険料基準額（月額）	5,950 円
準備基金取崩額の影響	366 円
準備基金の残高（前年度末の見込み額）	121,369,127 円
準備基金取崩額	121,369,127 円
準備基金取崩割合	100%
財政安定化基金拠出金見込み額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0
財政安定化基金拠出率	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0
財政安定化基金償還金	0
保険料基準額の伸び率（%）※対6期保険料	12.9%

養老町シニアプラン 21

第7期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画

平成30年3月

発行者／養老町

編集／住民福祉部健康福祉課

〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798

TEL：0584-32-1105 FAX：0584-32-2686